

(2 別表一 (一))

(2 別表一 (一))

OCR入力用: この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 (法) F B 0 6 0 3

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分(平二十八・四・一以後終了事業年度等分(平二十八・一・一以後開始事業年度等分))

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 平成 年 月 日) の計算期間
 この申告書による法人税額の計算

1	所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	10	控除税額の計	16	所得税の額 (別表六「13」)
2	法人税額 (54)又は(55)	11	外国税額 (別表六「17」)	17	外国税額 (別表六「17」)
3	法人税額の特別控除額 (別表六「17」)	12	控除した金額 (12)	18	控除した金額 (12)
4	差引法人税額 (2)-(3)	13	控除しきれなかった金額 (18)-(19)	19	控除しきれなかった金額 (18)-(19)
5	土地譲渡税額 (別表三「27」)	14	土地譲渡税額 (別表三「27」)	20	土地譲渡税額 (別表三「27」)
6	同 上 (別表三「28」)	15	同 上 (別表三「28」)	21	同 上 (別表三「28」)
7	同 上 (別表三「29」)	16	同 上 (別表三「29」)	22	同 上 (別表三「29」)
8	留保税額 (別表三「40」)	17	この申告による還付金額 (20)	23	所得税額の還付金額 (20)
9	同 上 (別表三「48」)	18	中間納付額 (14)-(13)	24	中間納付額 (14)-(13)
10	法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	19	欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (24)-(25)	25	欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (24)-(25)
11	仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	20	計 (24)+(25)+(26)	26	計 (24)+(25)+(26)
12	控除税額 (10)-(11)と(12)のうち少額	21	この申告書の所得金額又は欠損金額 (60)	27	この申告書の所得金額又は欠損金額 (60)
13	差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	22	この申告により納付すべき法人税額又は戻付される還付請求税額 (5)	28	この申告により納付すべき法人税額又は戻付される還付請求税額 (5)
14	中間申告分の法人税額	23	欠損金又は戻付請求金額等の金額 (別表七「14」)	29	欠損金又は戻付請求金額等の金額 (別表七「14」)
15	法人税額 (別表七「15」)	24	中間申告分の法人税額 (別表七「15」)	30	中間申告分の法人税額 (別表七「15」)
16	課税標準 (32)+(33)	25	課税標準 (32)+(33)	31	課税標準 (32)+(33)
17	課税標準 (32)+(33)	26	課税標準 (32)+(33)	32	課税標準 (32)+(33)
18	課税標準 (32)+(33)	27	課税標準 (32)+(33)	33	課税標準 (32)+(33)
19	課税標準 (32)+(33)	28	課税標準 (32)+(33)	34	課税標準 (32)+(33)
20	課税標準 (32)+(33)	29	課税標準 (32)+(33)	35	課税標準 (32)+(33)
21	課税標準 (32)+(33)	30	課税標準 (32)+(33)	36	課税標準 (32)+(33)
22	課税標準 (32)+(33)	31	課税標準 (32)+(33)	37	課税標準 (32)+(33)
23	課税標準 (32)+(33)	32	課税標準 (32)+(33)	38	課税標準 (32)+(33)
24	課税標準 (32)+(33)	33	課税標準 (32)+(33)	39	課税標準 (32)+(33)
25	課税標準 (32)+(33)	34	課税標準 (32)+(33)	40	課税標準 (32)+(33)
26	課税標準 (32)+(33)	35	課税標準 (32)+(33)	41	課税標準 (32)+(33)
27	課税標準 (32)+(33)	36	課税標準 (32)+(33)	42	課税標準 (32)+(33)
28	課税標準 (32)+(33)	37	課税標準 (32)+(33)		
29	課税標準 (32)+(33)	38	課税標準 (32)+(33)		
30	課税標準 (32)+(33)	39	課税標準 (32)+(33)		
31	課税標準 (32)+(33)	40	課税標準 (32)+(33)		
32	課税標準 (32)+(33)	41	課税標準 (32)+(33)		
33	課税標準 (32)+(33)	42	課税標準 (32)+(33)		
34	課税標準 (32)+(33)				
35	課税標準 (32)+(33)				
36	課税標準 (32)+(33)				
37	課税標準 (32)+(33)				
38	課税標準 (32)+(33)				
39	課税標準 (32)+(33)				
40	課税標準 (32)+(33)				
41	課税標準 (32)+(33)				
42	課税標準 (32)+(33)				

この申告書による地方法人税額の計算

32	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	43	この申告による還付金額 (41)-(40)
33	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	44	この申告書の所得金額 (60)
34	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	45	この申告により納付 すべき法人税額 (5)
35	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	46	この申告書の所得金額 (60)
36	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	47	この申告により納付 すべき法人税額 (5)
37	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	48	この申告書の所得金額 (60)
38	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	49	この申告により納付 すべき法人税額 (5)
39	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	50	この申告書の所得金額 (60)
40	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	51	この申告により納付 すべき法人税額 (5)
41	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	52	この申告書の所得金額 (60)
42	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	53	この申告により納付 すべき法人税額 (5)

法 001-0101

税 理 士 署 名 押 印

OCR入力用: この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 (法) F B 0 6 0 3

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分(平二十八・一・一以後開始事業年度等分)

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 平成 年 月 日) の計算期間
 この申告書による法人税額の計算

1	所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	10	控除税額の計	16	所得税の額 (別表六「13」)
2	法人税額 (54)又は(55)	11	外国税額 (別表六「17」)	17	外国税額 (別表六「17」)
3	法人税額の特別控除額 (別表六「17」)	12	控除した金額 (12)	18	控除した金額 (12)
4	差引法人税額 (2)-(3)	13	控除しきれなかった金額 (18)-(19)	19	控除しきれなかった金額 (18)-(19)
5	土地譲渡税額 (別表三「27」)	14	土地譲渡税額 (別表三「27」)	20	土地譲渡税額 (別表三「27」)
6	同 上 (別表三「28」)	15	同 上 (別表三「28」)	21	同 上 (別表三「28」)
7	同 上 (別表三「29」)	16	同 上 (別表三「29」)	22	同 上 (別表三「29」)
8	留保税額 (別表三「40」)	17	この申告による還付金額 (20)	23	所得税額の還付金額 (20)
9	同 上 (別表三「48」)	18	中間納付額 (14)-(13)	24	中間納付額 (14)-(13)
10	法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	19	欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (24)-(25)	25	欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (24)-(25)
11	仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	20	計 (24)+(25)+(26)	26	計 (24)+(25)+(26)
12	控除税額 (10)-(11)と(12)のうち少額	21	この申告書の所得金額又は欠損金額 (60)	27	この申告書の所得金額又は欠損金額 (60)
13	差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	22	この申告により納付すべき法人税額又は戻付される還付請求税額 (5)	28	この申告により納付すべき法人税額又は戻付される還付請求税額 (5)
14	中間申告分の法人税額	23	欠損金又は戻付請求金額等の金額 (別表七「14」)	29	欠損金又は戻付請求金額等の金額 (別表七「14」)
15	法人税額 (別表七「15」)	24	中間申告分の法人税額 (別表七「15」)	30	中間申告分の法人税額 (別表七「15」)
16	課税標準 (32)+(33)	25	課税標準 (32)+(33)	31	課税標準 (32)+(33)
17	課税標準 (32)+(33)	26	課税標準 (32)+(33)	32	課税標準 (32)+(33)
18	課税標準 (32)+(33)	27	課税標準 (32)+(33)	33	課税標準 (32)+(33)
19	課税標準 (32)+(33)	28	課税標準 (32)+(33)	34	課税標準 (32)+(33)
20	課税標準 (32)+(33)	29	課税標準 (32)+(33)	35	課税標準 (32)+(33)
21	課税標準 (32)+(33)	30	課税標準 (32)+(33)	36	課税標準 (32)+(33)
22	課税標準 (32)+(33)	31	課税標準 (32)+(33)	37	課税標準 (32)+(33)
23	課税標準 (32)+(33)	32	課税標準 (32)+(33)	38	課税標準 (32)+(33)
24	課税標準 (32)+(33)	33	課税標準 (32)+(33)	39	課税標準 (32)+(33)
25	課税標準 (32)+(33)	34	課税標準 (32)+(33)	40	課税標準 (32)+(33)
26	課税標準 (32)+(33)	35	課税標準 (32)+(33)	41	課税標準 (32)+(33)
27	課税標準 (32)+(33)	36	課税標準 (32)+(33)	42	課税標準 (32)+(33)
28	課税標準 (32)+(33)	37	課税標準 (32)+(33)		
29	課税標準 (32)+(33)	38	課税標準 (32)+(33)		
30	課税標準 (32)+(33)	39	課税標準 (32)+(33)		
31	課税標準 (32)+(33)	40	課税標準 (32)+(33)		
32	課税標準 (32)+(33)	41	課税標準 (32)+(33)		
33	課税標準 (32)+(33)	42	課税標準 (32)+(33)		
34	課税標準 (32)+(33)				
35	課税標準 (32)+(33)				
36	課税標準 (32)+(33)				
37	課税標準 (32)+(33)				
38	課税標準 (32)+(33)				
39	課税標準 (32)+(33)				
40	課税標準 (32)+(33)				
41	課税標準 (32)+(33)				
42	課税標準 (32)+(33)				

この申告書による地方法人税額の計算

32	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	43	この申告による還付金額 (41)-(40)
33	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	44	この申告書の所得金額 (60)
34	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	45	この申告により納付 すべき法人税額 (5)
35	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	46	この申告書の所得金額 (60)
36	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	47	この申告により納付 すべき法人税額 (5)
37	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	48	この申告書の所得金額 (60)
38	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	49	この申告により納付 すべき法人税額 (5)
39	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	50	この申告書の所得金額 (60)
40	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	51	この申告により納付 すべき法人税額 (5)
41	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	52	この申告書の所得金額 (60)
42	所得の金額に 対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の 税額	53	この申告により納付 すべき法人税額 (5)

法 001-0101

税 理 士 署 名 押 印

改正後

(3 別表一 (一) 次葉)

事業年度等 . . . 法人名

法人税額の計算										
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52					
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の23.9%又は23.4%相当額	53					
	所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54					
その他の場合	所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の23.9%又は23.4%相当額	55					
地方法人税額の計算										
	所得の金額に対する法人税額(52)	56	000	(56)の4.4%相当額	58					
	課税留保金額に対する法人税額(53)	57	000	(57)の4.4%相当額	59					
この申告が修正申告である場合の計算										
法人税額の計算	この申告前	所得金額又は欠損金額	60		所得の金額に対する法人税額	68				
		課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69				
		課税留保金額	62		課税標準法人税額(68)+(69)	70	000			
		法人税額	63		確定地方法人税額	71				
		還付金額	64	外	中間還付額	72				
この申告前の計算	この申告前	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(65-63)若しくは(65+64)又は(64-63)	65	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73				
		欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額(42-71)若しくは(42+72+73)又は((72-43)+(73-(43の外額)))	74	00			
		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67							

改正前

(3 別表一 (一) 次葉)

事業年度等 . . . 法人名

法人税額の計算										
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52					
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の25.5%又は23.9%相当額	53					
	所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54					
その他の場合	所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の25.5%又は23.9%相当額	55					
地方法人税額の計算										
	所得の金額に対する法人税額(52)	56	000	(56)の4.4%相当額	58					
	課税留保金額に対する法人税額(53)	57	000	(57)の4.4%相当額	59					
この申告が修正申告である場合の計算										
法人税額の計算	この申告前	所得金額又は欠損金額	60		所得の金額に対する法人税額	68				
		課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69				
		課税留保金額	62		課税標準法人税額(68)+(69)	70	000			
		法人税額	63		確定地方法人税額	71				
		還付金額	64	外	中間還付額	72				
この申告前の計算	この申告前	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(65-63)若しくは(65+64)又は(64-63)	65	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73				
		欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額(42-71)若しくは(42+72+73)又は((72-43)+(73-(43の外額)))	74	00			
		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67							

別表一(一)次葉 平二十七・四・一以後終了事業年度等分(平二十六・十・一以後開始事業年度等用)

(5 別表一 (二))

(5 別表一 (二))

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。法 FB0702

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。法 FB0702

納税地、法人名、代表者住所、事業種目、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、旧納税地及び旧法人名等、添付書類、平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書、平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

納税地、法人名、代表者住所、事業種目、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、旧納税地及び旧法人名等、添付書類、平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書、平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

この申告書による法人税額の計算

Table with 11 columns for tax calculation: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, リース特別控除取戻税額, 課税土地譲渡利益金額, 土地譲渡所得金額, 法人税額計, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 控除税額, 繰引の申告により納付すべき法人税額

Table with 11 columns for tax calculation: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, リース特別控除取戻税額, 課税土地譲渡利益金額, 土地譲渡所得金額, 法人税額計, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 控除税額, 繰引の申告により納付すべき法人税額

この申告書による地方法人税額の計算

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 11 columns for local tax calculation: 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 差引確定地方法人税額, 剰余金・利益の配当, 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 差引確定地方法人税額

Table with 11 columns for local tax calculation: 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 差引確定地方法人税額, 剰余金・利益の配当, 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 差引確定地方法人税額

法0301-0102 税理士署名押印

法0301-0102 税理士署名押印

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く)及び協同組合等の分(平二十八・四・一以後終了事業年度等分(平二十八・一・一以後開始事業年度等分))

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く)及び協同組合等の分(平二十八・一・一以後開始事業年度等分)

21 協同組合等(協同組合)の計算は、この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。法0301-0102

21 協同組合等(協同組合)の計算は、この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。法0301-0102

改正後

(6 別表一(二)次葉)

		事業 年度等	法人名				
法人税額の計算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	35	の15%相当額	42	
	(1)のうち39を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	36	の19%相当額	43	
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	37	の22%相当額	44	
	所得金額 35+36+37	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)		45	
上記以外の場合	(1)の金額又は800万× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	39	の15%相当額	46	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-39	40	000	40	の19%相当額	47	
	所得金額 39+40	41	000	法人税額 (46)+(47)		48	
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額 37	49	000	49	の4.4%相当額	50		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前の 所得金額又は欠損金額	51		この申告前の 地方法人税額の計算	この申告前の 課税標準法人税額	58	000
	課税土地譲渡利益金額	52			確定地方法人税額	59	
	法人税額	53			欠損金の繰戻しによる 還付金額	60	
	還付金額	54	外		この申告により納付すべき 地方法人税額 (58-60)若しくは(58+60)又は (60-(32の外書))	61	00
	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (51-53)若しくは(51+54) 又は(54-52)	55	00				
この申告前の 欠損金又は災害損失金等 の当期控除額	56						
翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	57						

改正前

(6 別表一(二)次葉)

		事業 年度等	法人名				
法人税額の計算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	35	の15%相当額	42	
	(1)のうち39を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	36	の19%相当額	43	
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	37	の22%相当額	44	
	所得金額 35+36+37	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)		45	
上記以外の場合	(1)の金額又は800万× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	39	の15%相当額	46	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-39	40	000	40	の19%相当額	47	
	所得金額 39+40	41	000	法人税額 (46)+(47)		48	
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額 37	49	000	49	の4.4%相当額	50		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前の 所得金額又は欠損金額	51		この申告前の 地方法人税額の計算	この申告前の 課税標準法人税額	58	000
	課税土地譲渡利益金額	52			確定地方法人税額	59	
	法人税額	53			欠損金の繰戻しによる 還付金額	60	
	還付金額	54	外		この申告により納付すべき 地方法人税額 (58-60)若しくは(58+60)又は (60-(32の外書))	61	00
	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (51-53)若しくは(51+54) 又は(54-52)	55	00				
この申告前の 欠損金又は災害損失金等 の当期控除額	56						
翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	57						

別表一(二)次葉 平二十八・四・一以後終了事業年度等分

別表一(二)次葉 平二十七・四・一以後終了事業年度等分(平二十六・十・一以後開始事業年度等用)

(7 別表一(三))

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。



F B 0 8 0 2

納税地、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、代表者自署押印、添付書類

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

Table with 13 columns for tax calculation: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, リース特別控除取戻税額, 土庫課税土地譲渡利益金額, 法人税額計, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 控除税額, 差引所得に対する法人税額, 中間申告分の法人税額, 差引にのり納付すべき法人税額

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 13 columns for local tax calculation: 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 差引地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定地方法人税額, 決算確定の日

法 0001-0103

税理士 署名押印

(7 別表一(三))

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。



F B 0 8 0 2

納税地、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、代表者自署押印、添付書類

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

Table with 13 columns for tax calculation: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, リース特別控除取戻税額, 土庫課税土地譲渡利益金額, 法人税額計, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 控除税額, 差引所得に対する法人税額, 中間申告分の法人税額, 差引にのり納付すべき法人税額

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 13 columns for local tax calculation: 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 差引地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定地方法人税額, 決算確定の日

法 0001-0103

税理士 署名押印

別表一(三) 特定の医療法人の分... 平成二十七年四月一以後終了事業年度等分(平成二十六年十月一以後開始事業年度等用)

(8 別表一 (三))

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

F B 0 8 0 3

納税地、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、通達日付印、確認印、庁指定、局指定、指導等区分、申告区分、法人税、地方税、法人税、地方税

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
(計算期間 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

Table with 13 columns for tax calculation: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, リース特別控除取戻税額, 土庫課税土地譲渡利益金額, 法人税額計, 中間申告分の法人税額, 差引この申告により納付すべき法人税額, 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定地方法人税額, 決算確定の日

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 13 columns for local tax calculation: 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定地方法人税額, 決算確定の日

法 001-0103

税 理 士 署 名 押 印

(8 別表一 (三))

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

F B 0 8 0 3

納税地、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、通達日付印、確認印、庁指定、局指定、指導等区分、申告区分、法人税、地方税、法人税、地方税

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
(計算期間 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

Table with 13 columns for tax calculation: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, リース特別控除取戻税額, 土庫課税土地譲渡利益金額, 法人税額計, 中間申告分の法人税額, 差引この申告により納付すべき法人税額, 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定地方法人税額, 決算確定の日

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 13 columns for local tax calculation: 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定地方法人税額, 決算確定の日

法 0301-0103

税 理 士 署 名 押 印

別表一(三) 特定の医療法人の分...平成二十八・四・一以後終了事業年度等分(平成二十八・一・一以後開始事業年度等分)

別表一(三) 特定の医療法人の分...平成二十八・一・一以後開始事業年度等分

改正後

(9 別表一(三)次葉)

事業年度等		法人名				
法人税額の計算						
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の15%相当額	43		
(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(40)	41	000	(41)の19%相当額	44		
所得金額(40)+(41)	42	000	法人税額(43)+(44)	45		
地方法人税額の計算						
課税標準法人税額(30)	46	000	(46)の4.4%相当額	47		
この申告が修正申告である場合の計算						
この申告前の額	所得金額又は欠損金額	48	地方の申告額の計算	課税標準法人税額	55	000
	課税土地譲渡利益金額	49		確定地方法人税額	56	
	法人税額	50		中間還付額	57	
	還付金額	51		外	欠損金の繰戻しによる還付金額	58
この申告前の計算	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(43-60)若しくは(43+60)又は(60-65)	52	外	この申告により納付すべき地方法人税額(46-60)若しくは(46+60+60)又は((50-60)+(60-(37の外書)))	59	00
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	53				
この申告前の計算	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	54				

別表一(三)次葉 平二十八・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(9 別表一(三)次葉)

事業年度等		法人名				
法人税額の計算						
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の15%相当額	43		
(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(40)	41	000	(41)の19%相当額	44		
所得金額(40)+(41)	42	000	法人税額(43)+(44)	45		
地方法人税額の計算						
課税標準法人税額(30)	46	000	(46)の4.4%相当額	47		
この申告が修正申告である場合の計算						
この申告前の額	所得金額又は欠損金額	48	地方の申告額の計算	課税標準法人税額	55	000
	課税土地譲渡利益金額	49		確定地方法人税額	56	
	法人税額	50		中間還付額	57	
	還付金額	51		外	欠損金の繰戻しによる還付金額	58
この申告前の計算	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(43-60)若しくは(43+60)又は(60-65)	52	外	この申告により納付すべき地方法人税額(46-60)若しくは(46+60+60)又は((50-60)+(60-(37の外書)))	59	00
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	53				
この申告前の計算	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	54				

別表一(三)次葉 平二十七・四・一以後終了事業年度等分(平二十六・十・一以後開始事業年度等用)

(10) 別表一の二 (一)

連

<p>平成 年 月 日 税務署長殿</p> <p>納税地 電話() -</p> <p>連結親法人名 代表者 代表者住所</p>	<p>連結親法人 整理番号</p> <p>同非区分 経理責任者 自署押印 旧納税地及び 旧法人名等</p> <p>添付書類</p>	<p>連結申告 一連番号</p> <p>連結グループ 整理番号</p> <p>連結事業年度 (至)</p> <p>売上金額</p> <p>申告年月日</p> <p>通達日付印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分</p> <p>申告区分</p>	<p>別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(普通法人(特定の医療法人を除く))... 平成二十八年・四・一以後終了連結事業年度等用</p>
--	---	--	--

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (連結中間申告の場合の計算期間 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

連	結	所	得	税	の	額	計	算
1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	32	33	34	35	36
37	38	39	40	41	42	43	44	45
46	47	48	49	50	51	52	53	54
55	56	57	58	59	60	61	62	63
64	65	66	67	68	69	70	71	72
73	74	75	76	77	78	79	80	81
82	83	84	85	86	87	88	89	90
91	92	93	94	95	96	97	98	99
100	101	102	103	104	105	106	107	108
109	110	111	112	113	114	115	116	117
118	119	120	121	122	123	124	125	126
127	128	129	130	131	132	133	134	135
136	137	138	139	140	141	142	143	144
145	146	147	148	149	150	151	152	153
154	155	156	157	158	159	160	161	162
163	164	165	166	167	168	169	170	171
172	173	174	175	176	177	178	179	180
181	182	183	184	185	186	187	188	189
190	191	192	193	194	195	196	197	198
199	200	201	202	203	204	205	206	207
208	209	210	211	212	213	214	215	216
217	218	219	220	221	222	223	224	225
226	227	228	229	230	231	232	233	234
235	236	237	238	239	240	241	242	243
244	245	246	247	248	249	250	251	252
253	254	255	256	257	258	259	260	261
262	263	264	265	266	267	268	269	270
271	272	273	274	275	276	277	278	279
280	281	282	283	284	285	286	287	288
289	290	291	292	293	294	295	296	297
298	299	300	301	302	303	304	305	306
307	308	309	310	311	312	313	314	315
316	317	318	319	320	321	322	323	324
325	326	327	328	329	330	331	332	333
334	335	336	337	338	339	340	341	342
343	344	345	346	347	348	349	350	351
352	353	354	355	356	357	358	359	360
361	362	363	364	365	366	367	368	369
370	371	372	373	374	375	376	377	378
379	380	381	382	383	384	385	386	387
388	389	390	391	392	393	394	395	396
397	398	399	400	401	402	403	404	405
406	407	408	409	410	411	412	413	414
415	416	417	418	419	420	421	422	423
424	425	426	427	428	429	430	431	432
433	434	435	436	437	438	439	440	441
442	443	444	445	446	447	448	449	450
451	452	453	454	455	456	457	458	459
460	461	462	463	464	465	466	467	468
469	470	471	472	473	474	475	476	477
478	479	480	481	482	483	484	485	486
487	488	489	490	491	492	493	494	495
496	497	498	499	500	501	502	503	504
505	506	507	508	509	510	511	512	513
514	515	516	517	518	519	520	521	522
523	524	525	526	527	528	529	530	531
532	533	534	535	536	537	538	539	540
541	542	543	544	545	546	547	548	549
550	551	552	553	554	555	556	557	558
559	560	561	562	563	564	565	566	567
568	569	570	571	572	573	574	575	576
577	578	579	580	581	582	583	584	585
586	587	588	589	590	591	592	593	594
595	596	597	598	599	600	601	602	603
604	605	606	607	608	609	610	611	612
613	614	615	616	617	618	619	620	621
622	623	624	625	626	627	628	629	630
631	632	633	634	635	636	637	638	639
640	641	642	643	644	645	646	647	648
649	650	651	652	653	654	655	656	657
658	659	660	661	662	663	664	665	666
667	668	669	670	671	672	673	674	675
676	677	678	679	680	681	682	683	684
685	686	687	688	689	690	691	692	693
694	695	696	697	698	699	700	701	702
703	704	705	706	707	708	709	710	711
712	713	714	715	716	717	718	719	720
721	722	723	724	725	726	727	728	729
730	731	732	733	734	735	736	737	738
739	740	741	742	743	744	745	746	747
748	749	750	751	752	753	754	755	756
757	758	759	760	761	762	763	764	765
766	767	768	769	770	771	772	773	774
775	776	777	778	779	780	781	782	783
784	785	786	787	788	789	790	791	792
793	794	795	796	797	798	799	800	801
802	803	804	805	806	807	808	809	810
811	812	813	814	815	816	817	818	819
820	821	822	823	824	825	826	827	828
829	830	831	832	833	834	835	836	837
838	839	840	841	842	843	844	845	846
847	848	849	850	851	852	853	854	855
856	857	858	859	860	861	862	863	864
865	866	867	868	869	870	871	872	873
874	875	876	877	878	879	880	881	882
883	884	885	886	887	888	889	890	891
892	893	894	895	896	897	898	899	900
901	902	903	904	905	906	907	908	909
910	911	912	913	914	915	916	917	918
919	920	921	922	923	924	925	926	927
928	929	930	931	932	933	934	935	936
937	938	939	940	941	942	943	944	945
946	947	948	949	950	951	952	953	954
955	956	957	958	959	960	961	962	963
964	965	966	967	968	969	970	971	972
973	974	975	976	977	978	979	980	981
982	983	984	985	986	987	988	989	990
991	992	993	994	995	996	997	998	999
1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008
1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017
1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026
1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035
1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044
1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053
1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062
1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071
1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080
1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089
1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098
1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107
1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116
1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125
1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134
1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143
1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152
1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161
1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170
1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179
1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188
1189	1190	1191						

改正後

(12 別表一の二 (一) 次葉)

		連 結 業 年 度 等	・	・	法人名			
法 人 税 額 の 計 算								
連結親法人が中小法人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52			
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の23.9%又は23.4%相当額	53			
	連結所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54			
その他の場合	連結所得金額(1)	51	000	法人税額(50)の23.9%又は23.4%相当額	55			
地 方 法 人 税 額 の 計 算								
連結所得の金額に対する法人税額(52)		56	000	(56)の4.4%相当額	58			
課税連結留保金額に対する法人税額(53)		57	000	(57)の4.4%相当額	59			
この申告が修正申告である場合の計算								
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	60		地方	連結所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61		の	課税連結留保金額に対する法人税額	69	
		課税連結留保金額	62		法	課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
		法人税額	63		人	確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外	申	中間還付額	72	
計	この申告前の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(63-62)若しくは(63+64)又は(64-62)	65	00	算	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
算	この申告前の	連結欠損金の当期控除額	66			この申告により納付すべき地方法人税額(62-71)若しくは(62+72+73)又は((72-63)+(73-(43の外書)))	74	00
		翌期へ繰り越す連結欠損金	67					

改正前

(12 別表一の二 (一) 次葉)

		連 結 業 年 度 等	・	・	法人名			
法 人 税 額 の 計 算								
連結親法人が中小法人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52			
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の25.5%又は23.9%相当額	53			
	連結所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54			
その他の場合	連結所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の25.5%又は23.9%相当額	55			
地 方 法 人 税 額 の 計 算								
連結所得の金額に対する法人税額(52)		56	000	(56)の4.4%相当額	58			
課税連結留保金額に対する法人税額(53)		57	000	(57)の4.4%相当額	59			
この申告が修正申告である場合の計算								
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	60		地方	連結所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61		の	課税連結留保金額に対する法人税額	69	
		課税連結留保金額	62		法	課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
		法人税額	63		人	確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外	申	中間還付額	72	
計	この申告前の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(63-62)若しくは(63+64)又は(64-62)	65	00	算	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
算	この申告前の	連結欠損金の当期控除額	66			この申告により納付すべき地方法人税額(62-71)若しくは(62+72+73)又は((72-63)+(73-(43の外書)))	74	00
		翌期へ繰り越す連結欠損金	67					

別表一の二(一)次葉 平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分

別表一の二(一)次葉 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十六・十・一以後開始連結事業年度等用)

(13) 別表一の二 (二)

連

御注意	平成 年 月 日 税務署長殿	電話() -	連納税申告 一連番号	連納税申告 一連番号	連納税申告 一連番号
① 法人税額の計算は、次の①から④までの全てに該当する連結親法人にあっては「35」から「38」までの各欄に上記以外の連結親法人にあっては「39」から「41」までの各欄に記載することになりますので、御注意ください。	納税地 (フリガナ)	連結親法人 整理番号	連結親法人 整理番号	連結親法人 整理番号	連結親法人 整理番号
② 期末における組合員その他の構成員数が50万人以上	納税地 (フリガナ)	期末現在の 出資金の額	期末現在の 出資金の額	期末現在の 出資金の額	期末現在の 出資金の額
③ 所轄にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上	代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	経理責任者 自署押印	経理責任者 自署押印	経理責任者 自署押印
	代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	旧納税地及び 旧法人名等	旧納税地及び 旧法人名等	旧納税地及び 旧法人名等
	代表者 住所	添付書類	添付書類	添付書類	添付書類

別表一(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(協同組合等の分)……平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十八・一・一前開始連結事業年度等用)

この申告書による法人税額の計算

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二[55]の①)	法人税額(45)又は(48)	法人税額の特別控除額(別表六の二[55]の②)	差引法人税額(2)-(3)	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	課税土地譲渡利益金額(別表三(二)[24]+別表三(二)[25]+別表三(三)[20])	同上に対する税額(17)+(18)+(19)	法人税額計(4)+(5)+(7)	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	控除税額(別表七の二[5]の①)	差引この申告により納付すべき法人税額(8)-(9)-(10)	所得税の額(別表六の二[55]の①)	外国税額(別表六の二[55]の②)	計(12)+(13)	控除した金額(10)	控除しきれなかった金額(14)-(15)	土地譲渡税額(別表三(二)[27])	同上(別表三(二)[28])	同上(別表三(三)[23])	この申告書の連納税申告金額又は連納税欠損金額(51)	この申告書により納付すべき法人税額又は減少する控除法人税額(55)	連納税欠損金の繰戻しによる還付請求税額	計(20)+(21)	この申告書の連納税申告金額又は連納税欠損金額(51)	この申告書により納付すべき法人税額又は減少する控除法人税額(55)	連納税欠損金の当期控除額(別表七の二[5]の計)	翌期へ繰り越す連納税欠損金(別表七の二[5]の合計)

この申告書による地方法人税額の計算

27	28	29	30	31	32	33	34
課税標準法人税額(8)+(8の外書)	所得地方法人税額(50)	外国税額の控除額(別表六の二[55]の②)	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	差引確定地方法人税額(28)-(29)-(30)	この申告による還付金額	この申告書の課税標準法人税額(58)	この申告書により納付すべき地方法人税額(61)

選付する金額 銀行 本店・支店 郵便局名等
金庫・組合 出張所 預金
農協・信託 本所・支所

選付する金額 銀行 本店・支店 郵便局名等
金庫・組合 出張所 預金
農協・信託 本所・支所

法001-0102-02

税 理 士 署 名 押 印

(13) 別表一の二 (二)

連

御注意	平成 年 月 日 税務署長殿	電話() -	連納税申告 一連番号	連納税申告 一連番号	連納税申告 一連番号
① 法人税額の計算は、次の①から④までの全てに該当する連結親法人にあっては「35」から「38」までの各欄に上記以外の連結親法人にあっては「39」から「41」までの各欄に記載することになりますので、御注意ください。	納税地 (フリガナ)	連結親法人 整理番号	連結親法人 整理番号	連結親法人 整理番号	連結親法人 整理番号
② 期末における組合員その他の構成員数が50万人以上	納税地 (フリガナ)	期末現在の 出資金の額	期末現在の 出資金の額	期末現在の 出資金の額	期末現在の 出資金の額
③ 所轄にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上	代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	経理責任者 自署押印	経理責任者 自署押印	経理責任者 自署押印
	代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	旧納税地及び 旧法人名等	旧納税地及び 旧法人名等	旧納税地及び 旧法人名等
	代表者 住所	添付書類	添付書類	添付書類	添付書類

別表一(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(協同組合等の分)……平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十六・十二以後開始連結事業年度等用)

この申告書による法人税額の計算

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二[55]の①)	法人税額(45)又は(48)	法人税額の特別控除額(別表六の二[55]の②)	差引法人税額(2)-(3)	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	課税土地譲渡利益金額(別表三(二)[24]+別表三(二)[25]+別表三(三)[20])	同上に対する税額(17)+(18)+(19)	法人税額計(4)+(5)+(7)	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	控除税額(別表七の二[5]の①)	差引この申告により納付すべき法人税額(8)-(9)-(10)	所得税の額(別表六の二[55]の①)	外国税額(別表六の二[55]の②)	計(12)+(13)	控除した金額(10)	控除しきれなかった金額(14)-(15)	土地譲渡税額(別表三(二)[27])	同上(別表三(二)[28])	同上(別表三(三)[23])	この申告書の連納税申告金額又は連納税欠損金額(51)	この申告書により納付すべき法人税額又は減少する控除法人税額(55)	連納税欠損金の繰戻しによる還付請求税額	計(20)+(21)	この申告書の連納税申告金額又は連納税欠損金額(51)	この申告書により納付すべき法人税額又は減少する控除法人税額(55)	連納税欠損金の当期控除額(別表七の二[5]の計)	翌期へ繰り越す連納税欠損金(別表七の二[5]の合計)

この申告書による地方法人税額の計算

27	28	29	30	31	32	33	34
課税標準法人税額(8)+(8の外書)	所得地方法人税額(50)	外国税額の控除額(別表六の二[55]の②)	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	差引確定地方法人税額(28)-(29)-(30)	この申告による還付金額	この申告書の課税標準法人税額(58)	この申告書により納付すべき地方法人税額(61)

選付する金額 銀行 本店・支店 郵便局名等
金庫・組合 出張所 預金
農協・信託 本所・支所

選付する金額 銀行 本店・支店 郵便局名等
金庫・組合 出張所 預金
農協・信託 本所・支所

法001-0102-02

税 理 士 署 名 押 印

(14 別表一の二 (二))

連

納税地 (フリガナ) 電話() -	連結親法人 整理番号	連結申告 一連番号
法人番号	期末現在の 出資金の額	連結グループ 整理番号
代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	連結事業年度 (至)
代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	売上金額
	添付書類	申告年月日
		通付日付印
		確認印
		庁指定
		届指定
		指導等
		区分
		申告区分
		法人税
		地方法人税
		期賦納
		期賦納
		期賦納

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

翌年以降
送付要否 有 無

適用額明細書
提出の有無 有 無

税理士法第30条
の書面提出有 有 無

税理士法第33条
の2の書面提出有 有 無

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	1	十億 百万 千 円	所得税の額 (別表六の二「13」)	12	十億 百万 千 円
法人税額 (45)又は(48)	2		外国税額 (別表六の二「16」又は 別表六の二「12」)	13	
法人税額の特別控除額 (別表六の二「17」)	3		計 (12)+(13)	14	
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (10)	15	
連結納税の承認を取り 消された場合等における既 に控除された法人税額の 特別控除額の加算額	5		控除しきれなかった金額 (14)-(15)	16	
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」 +別表三(二)「25」 +別表三(三)「20」)	6	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	17	0
同上に対する税額	7		同 (別表三(二)「28」)	18	0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8		同 (別表三(三)「23」)	19	0 0
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9		この申告書の連納所得 金額又は連結欠損金額 (51)	20	
控除税額 (8)-(9)-(10)	10		この申告書前 の課税標準法人税額 (58)	21	
差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	この申告により 納付すべき法人 税額又は減少する 還付請求税額 正合 (59)	22	0 0
			連結欠損金額等の当期控除額 (別表七の二「16」)	23	
			差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	24	0 0
			差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	25	
			差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	26	0 0

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	27	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	32	外
所得地方法人税額 (50)	28		この申告書の 課税標準法人税額 (58)	33	
外国税額の控除額 (別表六の二「16」)	29		この申告により 納付すべき地方法人 税額 (61)	34	0 0 0
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	30				
差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)	31	0 0			

還付を受ける
金融機関等

銀行 本店・支店 郵便局名等
 金庫・組合 出張所 預金
 農協・漁協 本所・支所

ゆうちょ銀行の
貯金記号番号

※税務署処理欄

法0301-0102-02

税理士 署名押印

(14 別表一の二 (二))

連

納税地 (フリガナ) 電話() -	連結親法人 整理番号	連結申告 一連番号
法人番号	期末現在の 出資金の額	連結グループ 整理番号
代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	連結事業年度 (至)
代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	売上金額
	添付書類	申告年月日
		通付日付印
		確認印
		庁指定
		届指定
		指導等
		区分
		申告区分
		法人税
		地方法人税
		期賦納
		期賦納
		期賦納

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

翌年以降
送付要否 有 無

適用額明細書
提出の有無 有 無

税理士法第30条
の書面提出有 有 無

税理士法第33条
の2の書面提出有 有 無

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	1	十億 百万 千 円	所得税の額 (別表六の二「13」)	12	十億 百万 千 円
法人税額 (45)又は(48)	2		外国税額 (別表六の二「16」又は 別表六の二「12」)	13	
法人税額の特別控除額 (別表六の二「17」)	3		計 (12)+(13)	14	
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (10)	15	
連結納税の承認を取り 消された場合等における既 に控除された法人税額の 特別控除額の加算額	5		控除しきれなかった金額 (14)-(15)	16	
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」 +別表三(二)「25」 +別表三(三)「20」)	6	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	17	0
同上に対する税額	7		同 (別表三(二)「28」)	18	0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8		同 (別表三(三)「23」)	19	0 0
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9		この申告書の連納所得 金額又は連結欠損金額 (51)	20	
控除税額 (8)-(9)-(10)	10		この申告書前 の課税標準法人税額 (58)	21	
差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	この申告により 納付すべき法人 税額又は減少する 還付請求税額 正合 (59)	22	0 0
			連結欠損金額等の当期控除額 (別表七の二「16」)	23	
			差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	24	0 0
			差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	25	
			差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	26	0 0

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	27	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	32	外
所得地方法人税額 (50)	28		この申告書の 課税標準法人税額 (58)	33	
外国税額の控除額 (別表六の二「16」)	29		この申告により 納付すべき地方法人 税額 (61)	34	0 0 0
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	30				
差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)	31	0 0			

還付を受ける
金融機関等

銀行 本店・支店 郵便局名等
 金庫・組合 出張所 預金
 農協・漁協 本所・支所

ゆうちょ銀行の
貯金記号番号

※税務署処理欄

法0301-0102-02

税理士 署名押印

御注意 ①「法人税額の計算」は、次の①から③までの全てに該当する連結親法人にあっては「35」から「38」までの各欄に、上記以外の連結親法人にあっては「39」から「41」までの各欄に記載することになりますので、御注意ください。

②請求における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

御注意 ①「法人税額の計算」は、次の①から③までの全てに該当する連結親法人にあっては「35」から「38」までの各欄に、上記以外の連結親法人にあっては「39」から「41」までの各欄に記載することになりますので、御注意ください。

②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(協同組合等の分)……平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十八・一・一以後開始連結事業年度等分)

改 正 後

(15 別表一の二 (二) 次葉)

		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・	法人名				
法 人 税 額 の 計 算								
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の16%相当額	42			
	(1)のうち(3)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の20%相当額	43			
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1) - 10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44			
	連結所得金額 (35)+(36)+(37)	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)	45			
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の16%相当額	46			
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (39)	40	000	(40)の20%相当額	47			
	連結所得金額 (39) + (40)	41	000	法人税額 (46) + (47)	48			
地 方 法 人 税 額 の 計 算								
課税標準法人税額 (27)	49	000	(49)の4.4%相当額	50				
この申告が修正申告である場合の計算								
法人申告額の計	この申告前	連結所得金額又は連結欠損金額	51		この申告前の計算	課税標準法人税額	58	000
		課税土地譲渡利益金額	52			確定地方法人税額	59	
		法人税額	53			欠損金の繰戻しによる還付金額	60	
		還付金額	54	外		この申告により納付すべき地方法人税額 (53-(60))若しくは(53+(60))又は(60)-(32の外額)	61	00
	この申告前	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (53-(60))若しくは(53+(60))又は(60-(32))	55	00				
	連結欠損金の当期控除額	56						
	翌期へ繰り越す連結欠損金	57						

法 0301-0102-02-次

別表一の二(二)次葉 平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分

改 正 前

(15 別表一の二 (二) 次葉)

		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・	法人名				
法 人 税 額 の 計 算								
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の16%相当額	42			
	(1)のうち(3)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の20%相当額	43			
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1) - 10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44			
	連結所得金額 (35)+(36)+(37)	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)	45			
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の16%相当額	46			
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (39)	40	000	(40)の20%相当額	47			
	連結所得金額 (39) + (40)	41	000	法人税額 (46) + (47)	48			
地 方 法 人 税 額 の 計 算								
課税標準法人税額 (27)	49	000	(49)の4.4%相当額	50				
この申告が修正申告である場合の計算								
法人申告額の計	この申告前	連結所得金額又は連結欠損金額	51		この申告前の計算	課税標準法人税額	58	000
		課税土地譲渡利益金額	52			確定地方法人税額	59	
		法人税額	53			欠損金の繰戻しによる還付金額	60	
		還付金額	54	外		この申告により納付すべき地方法人税額 (53-(60))若しくは(53+(60))又は(60)-(32の外額)	61	00
	この申告前	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (53-(60))若しくは(53+(60))又は(60-(32))	55	00				
	連結欠損金の当期控除額	56						
	翌期へ繰り越す連結欠損金	57						

法 0301-0102-02-次

別表一の二(二)次葉 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十六・十・一以後開始連結事業年度等用)

(16 別表一の二(三))

(16 別表一の二(三))

連

納税地	平成 年 月 日 税務署長殿	連納親法人 整理番号	連納親法人 整理番号
電話() -		経理責任者 自署押印	経理責任者 自署押印
代表者 自署押印		旧納税地及び 旧法人名等	旧納税地及び 旧法人名等
代表者 住所		添付書類	添付書類

連

納税地	平成 年 月 日 税務署長殿	連納親法人 整理番号	連納親法人 整理番号
電話() -		経理責任者 自署押印	経理責任者 自署押印
代表者 自署押印		旧納税地及び 旧法人名等	旧納税地及び 旧法人名等
代表者 住所		添付書類	添付書類

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (連結中間申告の平成 年 月 日 場合の計算期間 平成 年 月 日)

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (連結中間申告の平成 年 月 日 場合の計算期間 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二[55]の①)	1	十億 百万 千 円	所得税の額 (別表六の二[13])	14	十億 百万 千 円
法人税額 (45)	2		控除税額 (14)+(15)	16	
法人税額の特別控除額 (別表六の二[14]、[15]、[16]、 [17]、[18]、[19]、[20]、[21]、 [22]、[23]、[24]、[25]、 [26]、[27]、[28]、[29]、 [30]、[31]、[32]、[33]、 [34]、[35]、[36]、[37]、 [38]、[39]、[40]、[41]、 [42]、[43]、[44]、[45]、 [46]、[47]、[48]、[49]、 [50]、[51]、[52]、[53]、 [54]、[55]、[56]、[57]、 [58]、[59]、[60]、[61]、 [62]、[63]、[64]、[65]、 [66]、[67]、[68]、[69]、 [70]、[71]、[72]、[73]、 [74]、[75]、[76]、[77]、 [78]、[79]、[80]、[81]、 [82]、[83]、[84]、[85]、 [86]、[87]、[88]、[89]、 [90]、[91]、[92]、[93]、 [94]、[95]、[96]、[97]、 [98]、[99]、[100])	3		控除した金額 (16)	17	
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除しきれなかった金額 (16)-(17)	18	
連結納税の承認を取り消された 場合等における差引控除法人税額 の特別控除額	5		土地譲渡税額 (別表三[27])	19	0
土地譲渡税額	6	0 0 0	同上	20	0
同上に対する税額 徴収	7		同上	21	0 0 0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8		この申告による 還付金額	22	
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9		連結中間納付額 (12)-(11)	23	
控除税額 (8)-(9)+(10)のうち少額金額	10		連結欠損金の繰戻し による還付請求税額	24	
差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	計 (22)+(23)+(24)	25	
連結中間申告分の 法人税額	12	0 0	この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (52)	26	
前記の申告により納付すべき法人税額 (11)-(12)	13	0 0	この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (52)	27	0 0
			連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二[3]の計又は[16])	28	
			翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二[5]の合計)	29	

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二[55]の①)	1	十億 百万 千 円	所得税の額 (別表六の二[13])	14	十億 百万 千 円
法人税額 (45)	2		控除税額 (14)+(15)	16	
法人税額の特別控除額 (別表六の二[14]、[15]、[16]、 [17]、[18]、[19]、[20]、[21]、 [22]、[23]、[24]、[25]、 [26]、[27]、[28]、[29]、 [30]、[31]、[32]、[33]、 [34]、[35]、[36]、[37]、 [38]、[39]、[40]、[41]、 [42]、[43]、[44]、[45]、 [46]、[47]、[48]、[49]、 [50]、[51]、[52]、[53]、 [54]、[55]、[56]、[57]、 [58]、[59]、[60]、[61]、 [62]、[63]、[64]、[65]、 [66]、[67]、[68]、[69]、 [70]、[71]、[72]、[73]、 [74]、[75]、[76]、[77]、 [78]、[79]、[80]、[81]、 [82]、[83]、[84]、[85]、 [86]、[87]、[88]、[89]、 [90]、[91]、[92]、[93]、 [94]、[95]、[96]、[97]、 [98]、[99]、[100])	3		控除した金額 (16)	17	
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除しきれなかった金額 (16)-(17)	18	
連結納税の承認を取り消された 場合等における差引控除法人税額 の特別控除額	5		土地譲渡税額 (別表三[27])	19	0
土地譲渡税額	6	0 0 0	同上	20	0
同上に対する税額 徴収	7		同上	21	0 0 0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8		この申告による 還付金額	22	
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9		連結中間納付額 (12)-(11)	23	
控除税額 (8)-(9)+(10)のうち少額金額	10		連結欠損金の繰戻し による還付請求税額	24	
差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	計 (22)+(23)+(24)	25	
連結中間申告分の 法人税額	12	0 0	この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (52)	26	
前記の申告により納付すべき法人税額 (11)-(12)	13	0 0	この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (52)	27	0 0
			連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二[3]の計又は[16])	28	
			翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二[5]の合計)	29	

この申告書による地方法人税額の計算

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	30	十億 百万 千 円	この申告による還付金額 (35)-(34)	37	外
所得地方法人税額 (47)	31		この申告前の 課税標準法人税額 (55)	38	0 0 0
外国税額の控除額 (別表六の二[45])	32		この申告により納付 すべき地方法人税額 (59)	39	0 0 0
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	33		還付を受ける 金融機関等		
差引地方法人税額 (31)-(32)-(33)	34	0 0	銀行 金庫・組合 農協・信託		
中間申告分の地方法人税額	35	0 0	本店・支店 出張所 本所・支所		
差引確定地方法人税額 (34)-(35)	36	0 0	預金		

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	30	十億 百万 千 円	この申告による還付金額 (35)-(34)	37	外
所得地方法人税額 (47)	31		この申告前の 課税標準法人税額 (55)	38	0 0 0
外国税額の控除額 (別表六の二[45])	32		この申告により納付 すべき地方法人税額 (59)	39	0 0 0
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	33		還付を受ける 金融機関等		
差引地方法人税額 (31)-(32)-(33)	34	0 0	銀行 金庫・組合 農協・信託		
中間申告分の地方法人税額	35	0 0	本店・支店 出張所 本所・支所		
差引確定地方法人税額 (34)-(35)	36	0 0	預金		

税理士署名押印

税理士署名押印

別表一の二(三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(特定の医療法人の分...平成二十八・四・一以後終了連結事業年度等分(平成二十八・一・一以前開始連結事業年度等用))

別表一の二(三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(特定の医療法人の分...平成二十七・四・一以後終了連結事業年度等分(平成二十六・十・一以後開始連結事業年度等用))

(17 別表一の二 (三))

連

平成 年 月 日 税務署長殿	申告書 提出の有無	申告書 提出の有無
納税地 電話() -	連結親法人 整理番号	連結親法人 整理番号
(フリガナ) 連結親 法人名	経理責任者 自署押印	経理責任者 自署押印
法人番号	旧納税地及び 旧法人名等	旧納税地及び 旧法人名等
(フリガナ) 代表者 自署押印	添付書類	添付書類
代表者 住所	申告区分	申告区分

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (連結中間申告の平成 年 月 日 場合の計算期間 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

1	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	14	所得税の額 (別表六の二「13」)
2	法人税額 (45)	15	外国税額 (別表六の二「12」)
3	法人税額の特別控除額 (別表六の二「15」)	16	計 (14)+(15)
4	差引法人税額 (2)-(3)	17	控除した金額 (10)
5	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (別表三「2」)	18	控除しきれなかった金額 (16)-(17)
6	土地譲渡利益金額 (別表三「3」)	19	土地譲渡税額 (別表三「2」)
7	同上に対する税額控除額 (19)+(20)+(21)	20	同上 (別表三「2」)
8	法人税額計 (4)+(5)+(7)	21	同上 (別表三「3」)
9	仮経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	22	この申告による還付金額 (18)
10	控除税額 (8)-(9)	23	連結中間納付額 (12)-(11)
11	差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	24	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額
12	連結中間申告分の法人税額	25	計 (22)+(23)+(24)
13	差引の申告により納付すべき法人税額 (11)-(12)	26	この申告前の連結所得金額又は連結欠損金額 (48)
		27	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (52)
		28	連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」の計)
		29	翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」の合計)

この申告書による地方法人税額の計算

30	課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	37	この申告による還付金額 (35)-(34)
31	所得地方法人税額 (47)	38	この申告前の課税標準法人税額 (55)
32	外国税額の控除額 (別表六の二「15」)	39	この申告により納付すべき地方法人税額 (59)
33	仮経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		
34	差引地方法人税額 (31)-(32)-(33)		
35	中間申告分の地方法人税額		
36	差引確定地方法人税額 (34)-(35)		

法0301-0103-02
 税理士署名押印

(17 別表一の二 (三))

連

平成 年 月 日 税務署長殿	申告書 提出の有無	申告書 提出の有無
納税地 電話() -	連結親法人 整理番号	連結親法人 整理番号
(フリガナ) 連結親 法人名	経理責任者 自署押印	経理責任者 自署押印
法人番号	旧納税地及び 旧法人名等	旧納税地及び 旧法人名等
(フリガナ) 代表者 自署押印	添付書類	添付書類
代表者 住所	申告区分	申告区分

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (連結中間申告の平成 年 月 日 場合の計算期間 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

1	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	14	所得税の額 (別表六の二「13」)
2	法人税額 (45)	15	外国税額 (別表六の二「12」)
3	法人税額の特別控除額 (別表六の二「15」)	16	計 (14)+(15)
4	差引法人税額 (2)-(3)	17	控除した金額 (10)
5	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (別表三「2」)	18	控除しきれなかった金額 (16)-(17)
6	土地譲渡利益金額 (別表三「3」)	19	土地譲渡税額 (別表三「2」)
7	同上に対する税額控除額 (19)+(20)+(21)	20	同上 (別表三「2」)
8	法人税額計 (4)+(5)+(7)	21	同上 (別表三「3」)
9	仮経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	22	この申告による還付金額 (18)
10	控除税額 (8)-(9)	23	連結中間納付額 (12)-(11)
11	差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	24	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額
12	連結中間申告分の法人税額	25	計 (22)+(23)+(24)
13	差引の申告により納付すべき法人税額 (11)-(12)	26	この申告前の連結所得金額又は連結欠損金額 (48)
		27	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (52)
		28	連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」の計)
		29	翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」の合計)

この申告書による地方法人税額の計算

30	課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	37	この申告による還付金額 (35)-(34)
31	所得地方法人税額 (47)	38	この申告前の課税標準法人税額 (55)
32	外国税額の控除額 (別表六の二「15」)	39	この申告により納付すべき地方法人税額 (59)
33	仮経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		
34	差引地方法人税額 (31)-(32)-(33)		
35	中間申告分の地方法人税額		
36	差引確定地方法人税額 (34)-(35)		

法0301-0103-02
 税理士署名押印

別表一の二(三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(特定の医療法人の分) 平成二十八・四・一以後終了連結事業年度等(平成二十八・一以後開始連結事業年度等)

別表一の二(三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(特定の医療法人の分) 平成二十八・一以後開始連結事業年度等

改正後

(18 別表一の二 (三) 次葉)

連 結 業 年 度 等		・ ・		法 人 名	
法 人 税 額 の 計 算					
(1) の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40) の 16 % 相当額	43	
(1) のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (40)	41	000	(41) の 20 % 相当額	44	
連 結 所 得 金 額 (40) + (41)	42	000	法 人 税 額 (43) + (44)	45	
地 方 法 人 税 額 の 計 算					
課 税 標 準 法 人 税 額 (50)	46	000	(46) の 4.4 % 相当額	47	
この申告が修正申告である場合の計算					
法 人 税 前 の 額 の 計 算	この申告前の	連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額	48		
	この申告前の	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額	49		
	この申告前の	法 人 税 額	50		
	この申告前の	還 付 金 額	51	外	
	この申告前の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (53 - 54) 若しくは (53 + 54) 又は (54 - 53)	52	00	外
地 方 法 人 税 前 の 額 の 計 算	この申告前の	この申告により納付すべき地方法人税額 (55 - 56) 若しくは (55 + 56) 又は ((55 - 56) + (56 - (37の外書)))	55	000	
	この申告前の	確定地方法人税額	56		
法 人 税 前 の 額 の 計 算	この申告前の	中間還付額	57		
	この申告前の	欠損金の繰戻しによる還付金額	58		
地 方 法 人 税 前 の 額 の 計 算	この申告前の	この申告により納付すべき地方法人税額 (59 - 60) 若しくは (59 + 60) 又は ((59 - 60) + (60 - (37の外書)))	59	00	
	この申告前の	この申告により納付すべき地方法人税額 (59 - 60) 若しくは (59 + 60) 又は ((59 - 60) + (60 - (37の外書)))	59	00	
法 人 税 前 の 額 の 計 算	この申告前の	連 結 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	53		
	この申告前の	翌期へ繰り越す連結欠損金	54		

別表一の二(三)次葉 平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分

改正前

(18 別表一の二 (三) 次葉)

連 結 業 年 度 等		・ ・		法 人 名	
法 人 税 額 の 計 算					
(1) の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40) の 16 % 相当額	43	
(1) のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (40)	41	000	(41) の 20 % 相当額	44	
連 結 所 得 金 額 (40) + (41)	42	000	法 人 税 額 (43) + (44)	45	
地 方 法 人 税 額 の 計 算					
課 税 標 準 法 人 税 額 (50)	46	000	(46) の 4.4 % 相当額	47	
この申告が修正申告である場合の計算					
法 人 税 前 の 額 の 計 算	この申告前の	連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額	48		
	この申告前の	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額	49		
	この申告前の	法 人 税 額	50		
	この申告前の	還 付 金 額	51	外	
	この申告前の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (53 - 54) 若しくは (53 + 54) 又は (54 - 53)	52	00	外
地 方 法 人 税 前 の 額 の 計 算	この申告前の	この申告により納付すべき地方法人税額 (55 - 56) 若しくは (55 + 56) 又は ((55 - 56) + (56 - (37の外書)))	55	000	
	この申告前の	確定地方法人税額	56		
法 人 税 前 の 額 の 計 算	この申告前の	中間還付額	57		
	この申告前の	欠損金の繰戻しによる還付金額	58		
地 方 法 人 税 前 の 額 の 計 算	この申告前の	この申告により納付すべき地方法人税額 (59 - 60) 若しくは (59 + 60) 又は ((59 - 60) + (60 - (37の外書)))	59	00	
	この申告前の	この申告により納付すべき地方法人税額 (59 - 60) 若しくは (59 + 60) 又は ((59 - 60) + (60 - (37の外書)))	59	00	
法 人 税 前 の 額 の 計 算	この申告前の	連 結 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	53		
	この申告前の	翌期へ繰り越す連結欠損金	54		

別表一の二(三)次葉 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十六・十・一以後開始連結事業年度等用)

(19 別表一の三)

(19 別表一の三)

(追 加)

OCR入力用 : この用紙はとじこまないでください。
: この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

FB0901

納税地 電話() -	事業種目 別上が1億円以下の普通法人のうち 中小法人等に該当しないもの	青色申告 一連番号
法人名 法人番号	同非区分 株式会社 非株式会社	整理番号
代表者 専任責任者 自署押印	経理責任者 自署押印	事業年度 (至)
	旧納税地及び 旧法人名等	売上金額 (百万円)
	恒久的施設 の有無及び その種類	申告年月日
	添付書類	申告区分

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 平成 年 月 日)
 (の計算期間 平成 年 月 日)
 この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表第14の①)	十 億 百 万 千 円	所得金額又は欠損金額 (別表第14の①)	十 億 百 万 千 円
1		12	
法人税額 (50)又は(51)		法人税額 (53)又は(54)	
法人税額の特別控除額 (52)		法人税額の特別控除額 (54)	
差引法人税額 (2)-(3)		差引法人税額 (12)-(14)	
リース特別控除取戻税額等		リース特別控除取戻税額等	
法人税額計 (4)+(5)	00	法人税額計 (15)+(16)	00
控除税額 (6)と(6)のうち小さい金額		控除税額 (17)と(18)のうち小さい金額	
差引所得に対する法人税額 (6)-(7)		差引所得に対する法人税額 (17)-(18)	
欠損引当金の繰上り 等		欠損引当金の繰上り 等	
納付 税額		所得税額の還付金額 (24)+(25)	
合計 (18)-(25)+(19)-(26)	00	中間納付税額 (28)-(27)	
中間申告分の法人税額	00	欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	
この申告による還付金額 (29)-(28)	00	計 (30)+(31)+(32)	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (35)+(6の外額)+(10)+(10の外額)	000	この申告書の 課税標準法人税額 (79)	000
所得地方法人税額 (78)		この申告により納付 すべき地方法人税額 (80)	00
外国税額の控除額 (別表六の三「47」)		剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	
差引地方法人税額 (36)-(37)	00	残余財産の 引渡しの日	平成 年 月 日
中間申告分の地方法人税額	00	決算確定の日	平成 年 月 日
差引確定 地方法人税額 (40)-(39)	00	銀行 金庫・組合 農協・信託	本店・支店 出張所 本所・支所
この申告による還付金額 (39)-(38)		郵便局等 預金	

税 理 士 署 名 押 印

別表一の三 各事業年度の所得に係る申告書1外国法人の分...平二十八・四・一以後開始事業年度等分

改正後

改正前

(20 別表一の三 次葉)

(20 別表一の三 次葉)

(追加)

		事業 年度等	法人名		
法人税額の計算					
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	44	円	000
		(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(44)	45	円	000
		所得金額(44)+(45)	46	円	000
		所得金額(1)	47	円	000
		(44)の15%相当額	48		
		(45)の23.4%相当額	49		
	法人税額の計算	法人税額(48)+(49)	50		
		法人税額((47)の23.4%相当額)	51		
		所得税の額(別表六(一)「13」)	52		
		外国税額(別表六の三「15」)	53		
		計(52)+(53)	54		
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(7)	55		
恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(54)-(55)	56				
この申告が修正申告である場合の計算					
恒久的施設帰属所得の金額に係る等	この申告前の所得金額又は欠損金額	68	円		
	この申告前の欠損金の当期中除額	69			
	この申告前の繰り越す欠損金又は災害損失	70			
	この申告前の法人税額	74			外
この申告前の還付金額	75	外			00
地方法人税額の計算					
課税標準法人税額(35)	77	円	000	(77)の4.4%相当額	78
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	79	円	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	82
この申告前の確定地方法人税額	80			この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(80)若しくは((40)+(81)+(82))又は((81)-(41))+((82)-(41)の外書))	83
この申告前の中間還付額	81				00

別表一の三次葉 平二十八・四・一以後開始事業年度等分

改正後

(21 別表三 (一))

Table with columns for business year, amount, and calculation steps. Includes sections for '留保金額に対する税額の計算' and '課税留保金額'.

別表三(一) 平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意 「15」欄には、「14」欄がマイナスであるときは、「10」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「39」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「37」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

改正前

(21 別表三 (一))

Table with columns for business year, amount, and calculation steps. Includes sections for '留保金額に対する税額の計算' and '課税留保金額'.

別表三(一) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意 「15」欄には、「14」欄がマイナスであるときは、「10」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「39」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「37」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

改 正 後

(22 別表三 (一))

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書		事業年度	法人名	別表三(一) 平二十八・四・二十以後終了事業年度分	
留保所得金額 (別表四「47の②」+連結法人間配当等の当期支払額-連結法人間配当等の当期受取額)	1	円	定額基準額	20	円
前期末配当等の額 (前期の(3))	2		所得金額 (別表四「47の①」)	21	
当期末配当等の額	3		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四「36」)	22	
法人税額及び地方法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10」の外書-「11」-「18」+「35」-「38」-「39」)	4		受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額	23	
住民税額の算出基礎となる法人税額	5		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」+別表十七(三)の四「27」)	24	
	6		受贈益の益金不算入額 (別表四「16」)	25	
中小企業者以外の法人 (別表一(一)「12」+「5」+「7」+「10」の外書-「11」-「17」-別表六(九)「23」-別表六(十)「24」-別表六(十一)「25」-別表六(十二)「26」-別表六(十三)「27」-別表六(十四)「28」-別表六(十五)「29」-別表六(十六)「30」-別表六(十七)「31」-別表六(十八)「32」-別表六(十九)「33」-別表六(二十)「34」-別表六(二十一)「35」-別表六(二十二)「36」)	7		法人税額の還付金等(過納税及び中間納付額に係る還付金を除く) (別表四「19」及び益金不算入附帯税(利子税を除く)の受取額)	26	
特定割増金の合計額に係る控除額 (特定割増金の合計額)×20%	8		欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計+別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	27	
調整地方税額に係る控除額 (7)+(別表一(一)「11」)×20%	9		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	28	
住民税額から控除される金額 (6)又は(9)のいずれか多い金額	10		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	29	
住民税額 (7)-⑩	11		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	30	
当期留保金額 (1)+(2)-(3)-(4)-⑩	12		沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「13」)	31	
期末資本金の額又は出資金の額	13		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十二「7」又は「9」)	32	
同上の25%相当額	14		収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十五「18」+「33」+「38」+「43」+「48」)	33	
期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)-(2)	15		肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(六)「22」)	34	
適格合併等により増加した利益積立金額	16		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三「10」)	35	
適格分割型分割等により減少した利益積立金額	17		課税対象金額等の益金算入額 (別表十七(三)「35」+別表十七(三)の二「22」)	36	
期末利益積立金額 (15)+(16)-(17)	18		所得等の金額 (17)-(22)+(23)+(24)+(25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)-(33)	37	
積立金基準額 (14)-(18)	19		所得基準額 (37)×40%	38	
留保金額に対する税額の計算			留保控除額 (19)、(20)又は(38)のいずれか多い金額	39	
課税留保金額			課税留保金額 (2)-(39)	40	000
年3,000万円相当額以下の金額 (40)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	41	000	留保金額に対する税額の計算		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (40)-(41)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(41)のいずれか少ない金額	42	000	課税留保金額		
年1億円相当額を超える金額 (40)-(41)-(42)	43	000	年3,000万円相当額以下の金額 (37)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	38	000
計 (40)+(41)+(42)	44	000	年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (37)-(38)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(38)のいずれか少ない金額	39	000
			年1億円相当額を超える金額 (37)-(38)-(39)	40	000
			計 (37)+(38)+(39)	41	000
			課税留保金額		
			年3,000万円相当額以下の金額 (37)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	38	000
			年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (37)-(38)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(38)のいずれか少ない金額	39	000
			年1億円相当額を超える金額 (37)-(38)-(39)	40	000
			計 (37)+(38)+(39)	41	000
			課税留保金額		
			年3,000万円相当額以下の金額 (37)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	38	000
			年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (37)-(38)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(38)のいずれか少ない金額	39	000
			年1億円相当額を超える金額 (37)-(38)-(39)	40	000
			計 (37)+(38)+(39)	41	000

改 正 前

(22 別表三 (一))

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書		事業年度	法人名	別表三(一) 平二十七・四・一以後終了事業年度分	
留保所得金額 (別表四「47の②」+連結法人間配当等の当期支払額-連結法人間配当等の当期受取額)	1	円	定額基準額	16	円
前期末配当等の額 (前期の(3))	2		所得金額 (別表四「47の①」)	17	
当期末配当等の額	3		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四「36」)	18	
法人税額、地方法人税額及び復興特別法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10」の外書-「11」-「43」)又は(別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10」の外書-「11」-「18」+「35」-「38」-「39」)+復興特別法人税申告別表一「4」)	4		受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「16」又は「33」)から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額	19	
住民税額の算出基礎となる法人税額	5		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「13」+別表十七(三)の四「17」)	20	
	6		受贈益の益金不算入額 (別表四「16」)	21	
中小企業者以外の法人 (別表一(一)「12」+「5」+「7」+「10」の外書-「11」-「17」-別表六(九)「23」-別表六(十)「24」-別表六(十一)「25」-別表六(十二)「26」-別表六(十三)「27」-別表六(十四)「28」-別表六(十五)「29」-別表六(十六)「30」-別表六(十七)「31」-別表六(十八)「32」-別表六(十九)「33」-別表六(二十)「34」-別表六(二十一)「35」-別表六(二十二)「36」)	7		法人税額の還付金等(過納税及び中間納付額に係る還付金を除く) (別表四「19」及び益金不算入附帯税(利子税を除く)の受取額)	22	
特定割増金の合計額に係る控除額 (特定割増金の合計額)×20%	8		欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計+別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	23	
調整地方税額に係る控除額 (7)+(別表一(一)「11」)×20%	9		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「40」)	24	
住民税額から控除される金額 (6)又は(9)のいずれか多い金額	10		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	25	
住民税額 (7)-⑩	11		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	26	
当期留保金額 (1)+(2)-(3)-(4)-⑩	12		沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「13」)	27	
期末資本金の額又は出資金の額	13		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額 (別表十二「7」)	28	
同上の25%相当額	14		収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十五「18」+「33」+「38」+「43」+「48」)	29	
期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)-(2)	15		肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(六)「22」)	30	
適格合併等により増加した利益積立金額	16		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三「10」)	31	
適格分割型分割等により減少した利益積立金額	17		課税対象金額等の益金算入額 (別表十七(三)「35」+別表十七(三)の二「22」)	32	
期末利益積立金額 (15)+(16)-(17)	18		所得等の金額 (17)-(22)+(23)+(24)+(25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)-(33)	34	
積立金基準額 (14)-(18)	19		所得基準額 (34)×40%	35	
留保金額に対する税額の計算			留保控除額 (15)、(16)又は(35)のいずれか多い金額	36	
課税留保金額			課税留保金額 (8)-(36)	37	000
年3,000万円相当額以下の金額 (37)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	38	000	留保金額に対する税額の計算		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (37)-(38)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(38)のいずれか少ない金額	39	000	課税留保金額		
年1億円相当額を超える金額 (37)-(38)-(39)	40	000	年3,000万円相当額以下の金額 (37)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	38	000
計 (37)+(38)+(39)	41	000	年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (37)-(38)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(38)のいずれか少ない金額	39	000
			年1億円相当額を超える金額 (37)-(38)-(39)	40	000
			計 (37)+(38)+(39)	41	000
			課税留保金額		
			年3,000万円相当額以下の金額 (37)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	38	000
			年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (37)-(38)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(38)のいずれか少ない金額	39	000
			年1億円相当額を超える金額 (37)-(38)-(39)	40	000
			計 (37)+(38)+(39)	41	000

改 正 後

(23 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書		連 結 年 度	法人名	別表三の二 平二十八・四・一以後終了連結事業年度分	
連結留保所得金額 (別表四の二「55の②」)	1	円	連結所得金額 (別表四の二「55の①」)	17	円
連結法人間配当等の 当期支払額の合計額 (別表三の二付表「2」の合計額)	2		非適格合併による移転資産等の 譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「44」)	18	
連結法人間配当等の 当期受取額の合計額 (別表三の二付表「3」の合計額)	3		外国子会社等から受ける 剰余金の配当等の益金不算入額 (別表三の二付表「27」の合計額)	19	
前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「4」の合計額)	4		受贈益の益金不算入額 (別表四の二「9」)	20	
当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「5」の合計額)	5		受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「14」から連結法人間配 当等の額に係る金額を除いた金額)	21	
連結法人税額及び連結地方法人税額 (別表一の二「(-)」「4」+「5」+「7」+「10」の 外書「-」「11」+「18」+「35」+「38」+「39」)	6		法人税額の還付金等(過額納及び 中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「23」+「26」)	22	
各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「13」の合計額)	7		連結欠損金等の当期控除額 (別表四の二「46」)	23	
当期連結留保金額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8		被合併法人等の最終の事業 年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」)	24	
連結親法人の期末資本金 の額又は出資金の額	9		新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二付表「34」の合計額)	25	
同上の25%相当額	10		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「35」の合計額)	26	
期首連結利益積立金額 (別表五の二「(-)」「20の①」)-(4)	11		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表「36」の合計額)	27	
期中増減の 適格合併等により増加 した連結利益積立金額	12		沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表十の二「(-)」「14」+「16」+「17」)	28	
適格分割型分割等により 減少した連結利益積立金額	13		国際戦略総合特別区域における指定特定 事業法人の連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「38」の合計額)	29	
期末連結利益積立金額 (11)+(12)-(13)	14		国際戦略総合特別区域における指定特定 事業法人の連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表「39」の合計額)	30	
積立金基準額 (10)-(14)	15		取用等の場合等の連結所得の特別控除額 (別表十の二「(-)」「18」+「31」+「34」+「37」+ 「40」又は別表十の二「(-)」「47」)	31	
定額基準額 2,000万円× $\frac{1}{12}$	16		肉用牛の売却に係る 連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「41」の合計額)	32	
連結留保金額に対する税額の計算			連結超過子額の損金算入額 (別表十七の二「(三)」「10」)	33	
年3,000万円相当額以下の金額 (38)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	39	000	課税対象金額等の益金算入額 (別表三の二付表「43」の合計額)	34	
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (38)-(39)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(39))のい ずれか少ない金額	40	000	連結所得等の金額 (17)-(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+ (23)+(24)+(25)+(26)-(27)+(28)+ (29)-(30)+(31)+(32)+(33)-(34)	35	
年1億円相当額を超える金額 38-39-40	41	000	所得基準額 (35)×40%	36	
計 38 39+40+41	42	000	連結留保控除額 (15)、(16)又は(36)のいずれか多い金額)	37	
課税連結留保金額			課税連結留保金額 (8)-(37)	38	000
年3,000万円相当額以下の金額 (38)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	39	000	連結留保金額に対する税額の計算		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (38)-(39)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(39))のい ずれか少ない金額	40	000	課税連結留保金額	税	額
年1億円相当額を超える金額 38-39-40	41	000	年3,000万円相当額以下の金額 (38)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	(39)の10%相当額	43
計 38 39+40+41	42	000	年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (38)-(39)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(39))のい ずれか少ない金額	(40)の15%相当額	44
計 38 39+40+41		42	年1億円相当額を超える金額 38-39-40	(41)の20%相当額	45
計 38 39+40+41		42	計 38 39+40+41	(43)+(44)+(45)	46

法 0301-0300-02

改 正 前

(23 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書		連 結 年 度	法人名	別表三の二 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分	
連結留保所得金額 (別表四の二「55の②」)	1	円	連結所得金額 (別表四の二「55の①」)	17	円
連結法人間配当等の 当期支払額の合計額 (別表三の二付表「2」の合計額)	2		非適格合併による移転資産等の 譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「44」)	18	
連結法人間配当等の 当期受取額の合計額 (別表三の二付表「3」の合計額)	3		外国子会社等から受ける 剰余金の配当等の益金不算入額 (別表三の二付表「27」の合計額)	19	
前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「4」の合計額)	4		受贈益の益金不算入額 (別表四の二「9」)	20	
当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「5」の合計額)	5		受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「17」から連結法人間配 当等の額に係る金額を除いた金額)	21	
連結法人税額、連結地方法人税額 及び連結復興特別法人税額 (別表一の二「(-)」「4」+「5」+「7」+「10」 の外書「-」「11」+「18」+「35」+「38」+「39」) +復興特別 法人税申告書別表「4」)	6		法人税額の還付金等(過額納及び 中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「23」+「26」)	22	
各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「13」の合計額)	7		連結欠損金等の当期控除額 (別表四の二「46」)	23	
当期連結留保金額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8		被合併法人等の最終の事業 年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」)	24	
連結親法人の期末資本金 の額又は出資金の額	9		新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二付表「34」の合計額)	25	
同上の25%相当額	10		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「35」の合計額)	26	
期首連結利益積立金額 (別表五の二「(-)」「20の①」)-(4)	11		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表「36」の合計額)	27	
期中増減の 適格合併等により増加 した連結利益積立金額	12		沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表十の二「(-)」「14」+「16」+「17」)	28	
適格分割型分割等により 減少した連結利益積立金額	13		国際戦略総合特別区域における指定特定 事業法人の連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「38」の合計額)	29	
期末連結利益積立金額 (11)+(12)-(13)	14		国際戦略総合特別区域における指定特定 事業法人の連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表「39」の合計額)	30	
積立金基準額 (10)-(14)	15		取用等の場合等の連結所得の特別控除額 (別表十の二「(-)」「18」+「31」+「34」+「37」+ 「40」又は別表十の二「(-)」「47」)	31	
定額基準額 2,000万円× $\frac{1}{12}$	16		肉用牛の売却に係る 連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「41」の合計額)	32	
連結留保金額に対する税額の計算			連結超過子額の損金算入額 (別表十七の二「(三)」「10」)	33	
年3,000万円相当額以下の金額 (38)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	39	000	課税対象金額等の益金算入額 (別表三の二付表「43」の合計額)	34	
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (38)-(39)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(39))のい ずれか少ない金額	40	000	連結所得等の金額 (17)-(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+ (23)+(24)+(25)+(26)-(27)+(28)+ (29)-(30)+(31)+(32)+(33)-(34)	35	
年1億円相当額を超える金額 38-39-40	41	000	所得基準額 (35)×40%	36	
計 38 39+40+41	42	000	連結留保控除額 (15)、(16)又は(36)のいずれか多い金額)	37	
課税連結留保金額			課税連結留保金額 (8)-(37)	38	000
年3,000万円相当額以下の金額 (38)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	39	000	連結留保金額に対する税額の計算		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (38)-(39)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(39))のい ずれか少ない金額	40	000	課税連結留保金額	税	額
年1億円相当額を超える金額 38-39-40	41	000	年3,000万円相当額以下の金額 (38)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	(39)の10%相当額	43
計 38 39+40+41	42	000	年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (38)-(39)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(39))のい ずれか少ない金額	(40)の15%相当額	44
計 38 39+40+41		42	年1億円相当額を超える金額 38-39-40	(41)の20%相当額	45
計 38 39+40+41		42	計 38 39+40+41	(43)+(44)+(45)	46

法 0301-0300-02

改正後

(24 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書		連 結 業 年 度	法人名	別表三の二 平二十八・四・二十以後終了連結事業年度分		
当期連結留保金額の計算	連結留保所得金額 (別表四の二「55の②」)	1	円	連結所得金額 (別表四の二「55の①」)	17	
	連結法人間配当等の当期支払額の合計額 (別表三の二付表「2」の合計額)	2		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「44」)	18	
	連結法人間配当等の当期受取額の合計額 (別表三の二付表「3」の合計額)	3		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表三の二付表「31」の合計額)	19	
	前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「4」の合計額)	4		受贈益の益金不算入額 (別表四の二「9」)	20	
	当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「5」の合計額)	5		受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「14」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	21	
	連結法人税額及び連結地方税額 (別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書「11」+「18」+「35」+「38」+「39」)	6		法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「23」+「26」)	22	
	各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「17」の合計額)	7		連結欠損金等の当期控除額 (別表四の二「46」)	23	
	当期連結留保金額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」)	24	
	積立金の基準	連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	9		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二付表「38」の合計額)	25
		同上の25%相当額	10		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「39」の合計額)	26
		期首連結利益積立金額 (別表五の二「20の①」)-(4)	11		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表「40」の合計額)	27
		期中増減			沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表十の二「14」+「16」+「17」)	28
		適格合併等により増加した連結利益積立金額	12		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表三の二付表「42」の合計額)	29
		適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額	13		取用等の場合等の連結所得の特別控除額 (別表十の二「18」+「31」+「34」+「37」+「40」又は別表十の二「47」)	30
		期末連結利益積立金額 (11)+(12)-(13)	14		肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「44」の合計額)	31
		積立金基準額 (14)-(10)	15		連結超過利子額の損金算入額 (別表十七の二「三」「10」)	32
定額基準額 $2,000万円 \times \frac{1}{12}$		16		課税対象金額等の益金算入額 (別表三の二付表「46」の合計額)	33	
				連結所得等の金額 (17)-(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)-(27)+(28)+(29)-(30)+(31)+(32)+(33)-(34)	34	
			所得基準額 $34 \times 40\%$	35		
			連結留保控除額 (15)、(16)又は(35)のいずれか多い金額)	36		
			課税連結留保金額 (8)-(36)	37		
連結留保金額に対する税額の計算						
課税連結留保金額		税 額				
年3,000万円相当額以下の金額 (37)又は $(3,000万円 \times \frac{1}{12})$ のいずれか少ない金額	38	円	038 の 10 % 相当額	42	円	
年3,000万円相当額を超過年1億円相当額以下の金額 (37-(38))又は $(1億円 \times \frac{1}{12} - (38))$ のいずれか少ない金額	39	000	039 の 15 % 相当額	43		
年1億円相当額を超過する金額 (37)-(38)-(39)	40	000	40 の 20 % 相当額	44		
計 37 (38)+(39)+(40)	41	000	計 (42)+(43)+(44)	45		

法 0301-0300-02

改正前

(24 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書		連 結 業 年 度	法人名	別表三の二 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分		
当期連結留保金額の計算	連結留保所得金額 (別表四の二「55の②」)	1	円	連結所得金額 (別表四の二「55の①」)	17	
	連結法人間配当等の当期支払額の合計額 (別表三の二付表「2」の合計額)	2		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「44」)	18	
	連結法人間配当等の当期受取額の合計額 (別表三の二付表「3」の合計額)	3		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表三の二付表「27」の合計額)	19	
	前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「4」の合計額)	4		受贈益の益金不算入額 (別表四の二「9」)	20	
	当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「5」の合計額)	5		受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「17」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	21	
	連結法人税額及び連結地方税額 (別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書「11」+「18」+「35」+「38」+「39」)+復興特別法人税申告書別表「4」)	6		法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「23」+「26」)	22	
	各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「13」の合計額)	7		連結欠損金等の当期控除額 (別表四の二「46」)	23	
	当期連結留保金額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」)	24	
	積立金の基準	連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	9		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二付表「34」の合計額)	25
		同上の25%相当額	10		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「35」の合計額)	26
		期首連結利益積立金額 (別表五の二「20の①」)-(4)	11		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表「36」の合計額)	27
		期中増減			沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表十の二「14」+「16」+「17」)	28
		適格合併等により増加した連結利益積立金額	12		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「38」の合計額)	29
		適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額	13		取用等の場合等の連結所得の特別控除額 (別表十の二「18」+「31」+「34」+「37」+「40」又は別表十の二「47」)	30
		期末連結利益積立金額 (11)+(12)-(13)	14		肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「41」の合計額)	31
		積立金基準額 (14)-(10)	15		連結超過利子額の損金算入額 (別表十七の二「三」「10」)	32
定額基準額 $2,000万円 \times \frac{1}{12}$		16		課税対象金額等の益金算入額 (別表三の二付表「43」の合計額)	34	
				連結所得等の金額 (17)-(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)-(27)+(28)+(29)-(30)+(31)+(32)+(33)-(34)	35	
			所得基準額 $(35) \times 40\%$	36		
			連結留保控除額 (15)、(16)又は(36)のいずれか多い金額)	37		
			課税連結留保金額 (8)-(37)	38		
連結留保金額に対する税額の計算						
課税連結留保金額		税 額				
年3,000万円相当額以下の金額 (38)又は $(3,000万円 \times \frac{1}{12})$ のいずれか少ない金額	39	円	039 の 10 % 相当額	43	円	
年3,000万円相当額を超過年1億円相当額以下の金額 (38-(39))又は $(1億円 \times \frac{1}{12} - (39))$ のいずれか少ない金額	40	000	40 の 15 % 相当額	44		
年1億円相当額を超過する金額 (38)-(39)-(40)	41	000	41 の 20 % 相当額	45		
計 38 (39)+(40)+(41)	42	000	計 (43)+(44)+(45)	46		

法 0301-0300-02

(25 別表三の二付表)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書		連 結 業 年 度	法人名	()	
個別留保所得金額 (別表四の二付表「55の②」)	1	円	個別所得金額 (別表四の二付表「55の②」)	25	円
連結法人間配当等の当期支払額	2		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二付表「44」)	26	
連結法人間配当等の当期受取額	3		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八(二)「26」+別表十七(三)の四「27」のうち増せられる金額)	27	
前期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)(前期の(5))	4		受贈益の益金不算入額 (別表四の二付表「9」)	28	
当期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)	5		適格現物分配に係る益金不算入額 (別表四の二付表「10」)	29	
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額	6		受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表「1」)	30	
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額	7		法人税額の還付金等(還納額及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二付表「23」+「26」)	31	
別表一の二(一)「5」+「7」及び「10」の外書のうち増せられる金額	8		連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表「19」の計+別表七の二付表三「9」若しくは「21」又は別表七の二付表四「10」)	32	
個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	9		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二付表「7」)	33	
個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額	10		新設床探査費又は海外新設床探査費の特別控除額の個別帰属額 (別表十三「43」のうち増せられる金額)	34	
連結親法人在中小連結親法人以外の場合 (8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち増せられる金額-(別表六の二(二)付表「14」又は別表六の二(二)付表「14」-別表六の二(二)付表六の二(七)「19」-別表六の二(七)「28」-別表六の二(九)「30」-別表六の二(九)「30」-別表六の二(十)「20」-別表六の二(十)「20」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十二)「19」)	11		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十四「20」のうち増せられる金額)	35	
連結親法人在大法人による完全支配関係にある中小連結親法人の場合 (8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち増せられる金額-(別表六の二(二)付表「14」又は別表六の二(二)付表「14」-別表六の二(三)付表「14」+「16」-別表六の二(四)付表「11」-別表六の二(六)付表「11」-別表六の二(七)「19」-別表六の二(七)「28」-別表六の二(九)「30」-別表六の二(九)「30」+「31」+「32」-別表六の二(十)「20」-別表六の二(十)「20」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十二)「19」)	12		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の益金算入額の個別帰属額 (別表十四「21」又は「23」のうち増せられる金額)	36	
住民税額 (8)又は(11)又は(12)のいずれか多い金額×16.3%	13		神鋼の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の二(一)「7」又は「12」)	37	
当期留保金額個別帰属額 (1)+(4)-(5)+(6)-(7)-(13)	14		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十二「17」のうち増せられる金額)	38	
連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	15		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の益金算入額の個別帰属額 (別表十二「19」のうち増せられる金額)	39	
同上の25%相当額	16		取用等の場合等の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の二(二)「18」+「31」+「34」+「40」のうち増せられる金額又は別表十の二(二)「43」)	40	
期首連結個別利益積立金額 (別表五の二(一)付表「25の①」)-(4)	17		肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十「6」)「22」のうち増せられる金額)	41	
期中連結個別利益積立金額	18		連結超過子額の損金算入額の個別帰属額 (別表十七の二(三)付表「8の計」)	42	
期末連結個別利益積立金額	19		個別課税対象金額等 (別表十七(三)「35」+別表十七(三)の二「22」)	43	
個別帰属利益積立金差額 (17)+(18)-(19)	20		連結所得等個別帰属額 (25)-(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)+(34)+(35)-(36)+(37)+(38)-(39)+(40)+(41)+(42)-(43)	44	
留保金個別帰属額がある連結法人の連結所得等個別帰属額の合計額 (14)の金額がある連結法人の(14)の合計額)	21		留保金個別帰属額がある連結法人の連結所得等個別帰属額の合計額 (14)の金額がある連結法人の(14)の合計額)	45	
留保金個別帰属額がある連結法人の個別帰属利益積立金差額の合計額 (14)の金額がある連結法人の(21)の合計額)	22		課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「35」)	46	
課税連結留保金額の計算における積立金基準額 (別表三の二「15」)	23		個別所得基準額 (44)	47	
個別積立金基準額 (23)×(21)又は(23)のいずれか多い金額	24		個別所得基準額 (47)×(45)又は(46)のいずれか多い金額	48	
連結留保税額の計算			基準個別留保金額 (14)-(24)、(48)又は0	49	
年3,000万円相当額以下の金額 (49)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	50	円	連結留保税額 (別表三の二「46」)	58	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((49-50)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(50))のいずれか少ない金額	51		各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(56)の合計額)	59	
年1億円相当額を超える金額 (49)-(50)-(51)	52				
連結留保税額の個別帰属額の計算					
連結個別留保税額 (53)+(54)+(55)	56	円	連結留保税額の個別帰属額 (58)×(57)	59	円

別表三の二付表 平二十八・四・一以後終了連結事業年度分

(25 別表三の二付表)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書		連 結 業 年 度	法人名	()	
個別留保所得金額 (別表四の二付表「55の②」)	1	円	個別所得金額 (別表四の二付表「55の②」)	25	円
連結法人間配当等の当期支払額	2		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二付表「44」)	26	
連結法人間配当等の当期受取額	3		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八(二)「13」+別表十七(三)の四「17」のうち増せられる金額)	27	
前期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)(前期の(5))	4		受贈益の益金不算入額 (別表四の二付表「9」)	28	
当期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)	5		適格現物分配に係る益金不算入額 (別表四の二付表「10」)	29	
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の減少額として帰せられる金額の合計額	6		受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表「1」)	30	
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の負担額として帰せられる金額の合計額	7		法人税額の還付金等(還納額及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二付表「23」+「26」)	31	
別表一の二(一)「5」+「7」及び「10」の外書のうち増せられる金額	8		連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表「19」の計+別表七の二付表三「9」若しくは「21」又は別表七の二付表四「10」)	32	
個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	9		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二付表「7」)	33	
個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額	10		新設床探査費又は海外新設床探査費の特別控除額の個別帰属額 (別表十三「40」のうち増せられる金額)	34	
連結親法人在中小連結親法人以外の場合 (8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち増せられる金額-(別表六の二(二)付表「14」-別表六の二(二)付表六の二(七)「19」-別表六の二(七)「28」-別表六の二(九)「30」-別表六の二(九)「30」-別表六の二(十)「20」-別表六の二(十)「20」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十二)「19」)	11		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十四「20」のうち増せられる金額)	35	
連結親法人在大法人による完全支配関係にある中小連結親法人の場合 (8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち増せられる金額-(別表六の二(二)付表「14」又は別表六の二(二)付表「14」-別表六の二(三)付表「14」+「16」-別表六の二(四)付表「11」-別表六の二(六)付表「11」-別表六の二(七)「19」-別表六の二(七)「28」-別表六の二(九)「30」-別表六の二(九)「30」+「31」+「32」-別表六の二(十)「20」-別表六の二(十)「20」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十二)「19」)	12		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の益金算入額の個別帰属額 (別表十四「21」又は「23」のうち増せられる金額)	36	
住民税額 (8)又は(11)又は(12)のいずれか多い金額×16.3%	13		神鋼の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の二(一)「7」又は「12」)	37	
当期留保金額個別帰属額 (1)+(4)-(5)+(6)-(7)-(13)	14		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十二「17」のうち増せられる金額)	38	
連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	15		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の益金算入額の個別帰属額 (別表十二「19」のうち増せられる金額)	39	
同上の25%相当額	16		取用等の場合等の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の二(二)「18」+「31」+「34」+「40」のうち増せられる金額又は別表十の二(二)「43」)	40	
期首連結個別利益積立金額 (別表五の二(一)付表「25の①」)-(4)	17		肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十「6」)「22」のうち増せられる金額)	41	
期中連結個別利益積立金額	18		連結超過子額の損金算入額の個別帰属額 (別表十七の二(三)付表「8の計」)	42	
期末連結個別利益積立金額	19		個別課税対象金額等 (別表十七(三)「35」+別表十七(三)の二「22」)	43	
個別帰属利益積立金差額 (17)+(18)-(19)	20		連結所得等個別帰属額 (25)-(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)+(34)+(35)-(36)+(37)+(38)-(39)+(40)+(41)+(42)-(43)	44	
留保金個別帰属額がある連結法人の連結所得等個別帰属額の合計額 (14)の金額がある連結法人の(14)の合計額)	21		留保金個別帰属額がある連結法人の連結所得等個別帰属額の合計額 (14)の金額がある連結法人の(14)の合計額)	45	
留保金個別帰属額がある連結法人の個別帰属利益積立金差額の合計額 (14)の金額がある連結法人の(21)の合計額)	22		課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「35」)	46	
課税連結留保金額の計算における積立金基準額 (別表三の二「15」)	23		個別所得基準額 (44)	47	
個別積立金基準額 (23)×(21)又は(23)のいずれか多い金額	24		個別所得基準額 (47)×(45)又は(46)のいずれか多い金額	48	
連結留保税額の計算			基準個別留保金額 (14)-(24)、(48)又は0	49	
年3,000万円相当額以下の金額 (49)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	50	円	連結留保税額 (別表三の二「46」)	58	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((49-50)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(50))のいずれか少ない金額	51		各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(56)の合計額)	59	
年1億円相当額を超える金額 (49)-(50)-(51)	52				
連結留保税額の個別帰属額の計算					
連結個別留保税額 (53)+(54)+(55)	56	円	連結留保税額の個別帰属額 (58)×(57)	59	円

別表三の二付表 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

(26 別表三の二付表)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書		連 結 年 度	法人名	別表三の二付表 平二十八・四・二十以後終了連結事業年度分	
個別留保所得金額 (別表四の二付表「55の②」)	1	円		個別所得金額 (別表四の二付表「55の①」)	29
連結法人間配当等の当期支払額	2			非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二付表「44」)	30
連結法人間配当等の当期受取額	3			外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八(二)「12」+別表十七(三)の四「7」のうち増せられる金額)	31
前期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)	4			受贈益の益金不算入額 (別表四の二付表「9」)	32
当期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)	5			適格現物分配に係る益金不算入額 (別表四の二付表「10」)	33
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額	6			受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表「1」)	34
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額	7			法人税額の還付金等(過払納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二付表「23」+「26」)	35
別表一の二(一)「5」+「7」及び「10」の外書のうち増せられる金額	8			連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表「9」の計+別表七の二付表「3」若しくは「2」又は別表七の二付表「10」)	36
連結親法人在中小連結親法人以外の場合 (8+9)-(9)-(10)のうち増せられる金額 (別表六の二(二)「14」+別表六の二(二)「15」+別表六の二(九)「19」+別表六の二(十)「20」+別表六の二(十一)「21」+別表六の二(十二)「22」+別表六の二(十三)「23」+別表六の二(十四)「24」)	9			被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二付表「7」)	37
連結親法人在大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 (8+9)-(9)-(10)のうち増せられる金額 (別表六の二(二)「14」+別表六の二(二)「15」+別表六の二(九)「19」+別表六の二(十)「20」+別表六の二(十一)「21」+別表六の二(十二)「22」+別表六の二(十三)「23」+別表六の二(十四)「24」)	10			新設床探鉱費又は海外新設床探鉱費の特別控除額の個別帰属額 (別表十三「43」のうち増せられる金額)	38
連結親法人在大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 (8+9)-(9)-(10)のうち増せられる金額 (別表六の二(二)「14」+別表六の二(二)「15」+別表六の二(九)「19」+別表六の二(十)「20」+別表六の二(十一)「21」+別表六の二(十二)「22」+別表六の二(十三)「23」+別表六の二(十四)「24」)	11			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十四「19」のうち増せられる金額)	39
住民税額 (8)又は(10)のうち多い金額×16.3%	12			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十四「21」又は「22」のうち増せられる金額)	40
特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額×20%)	13			沖繩の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の二(一)「7」又は「12」)	41
(8)又は(10)のうち多い金額+別表一の二(一)「11」のうち増せられる金額+別表六の二(二)「14」+別表六の二(二)「15」+別表六の二(九)「19」+別表六の二(十)「20」+別表六の二(十一)「21」+別表六の二(十二)「22」+別表六の二(十三)「23」+別表六の二(十四)「24」のうち増せられる金額	14			国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十二「17」又は「9」のうち増せられる金額)	42
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十二「17」又は「9」のうち増せられる金額)	15			取用等の場合等の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十四の二(二)「18」+「31」+「34」+「37」+「40」のうち増せられる金額又は別表十二「17」)	43
住民税額から控除される金額 (8)又は(10)のうち多い金額×20%	16			肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十六「22」のうち増せられる金額)	44
住民税額 (8)又は(10)のうち多い金額	17			連結超過利子の損金算入額の個別帰属額 (別表十七の二(三)付表「8」の計)	45
当期留保金額個別帰属額 (1)+(4)-(5)+(6)-(7)-(10)	18			個別課税対象金額等 (別表十七(三)「35」+別表十七(三)の二「22」)	46
連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	19			連結所得等個別帰属額 (20)-(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)+(42)-(43)	47
同上の25%相当額	20			留保金額個別帰属額がある連結法人の連結所得等個別帰属額の合計額 (18)の金額がある連結法人の(18)の合計額)	48
期中連結個別利益積立金額 (別表五の二(一)付表「25の①」-4)	21			課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「34」)	49
期中連結個別利益積立金額 (別表五の二(一)付表「25の①」-4)	22			課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「35」)	50
期中連結個別利益積立金額 (別表五の二(一)付表「25の①」-4)	23			個別所得基準額 (50)×(40)又は(40)のうち多い金額	51
期中連結個別利益積立金額 (別表五の二(一)付表「25の①」-4)	24			基準個別留保金額 (51)-(52)、(53)又は0)	52
期末連結個別利益積立金額 (22)+(23)-(24)	25				
留保金額個別帰属額がある連結法人の個別帰属利益積立金額の合計額 (18)の金額がある連結法人の(18)の合計額)	26				
課税連結留保金額の計算における積立金基準額 (別表三の二「15」)	27				
個別積立金基準額 (27)×(40)又は(40)のうち多い金額	28				
連結個別留保税額の計算					
年3,000万円相当額以下の金額 ((52)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のうち多い金額)	53	円		53の10%相当額	56
年3,000万円相当額を越え年1億円相当額以下の金額 ((52)-(53)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(53)のうち多い金額)	54	円		54の15%相当額	57
年1億円相当額を越える金額 (52)-(53)-(54)	55	円		55の20%相当額	58
連結留保税額の個別帰属額の計算					
連結個別留保税額 (56)+(57)+(58)	59	円		連結留保税額 (別表三の二「45」)	61
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の59の合計額)	60	円		連結留保税額の個別帰属額 (61)× $\frac{59}{60}$	62

(26 別表三の二付表)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書		連 結 年 度	法人名	別表三の二付表 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分	
個別留保所得金額 (別表四の二付表「55の②」)	1	円		個別所得金額 (別表四の二付表「55の①」)	25
連結法人間配当等の当期支払額	2			非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二付表「44」)	26
連結法人間配当等の当期受取額	3			外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八(二)「13」+別表十七(三)の四「7」のうち増せられる金額)	27
前期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)	4			受贈益の益金不算入額 (別表四の二付表「9」)	28
当期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)	5			適格現物分配に係る益金不算入額 (別表四の二付表「10」)	29
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の減少額として帰せられる金額の合計額	6			受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表「1」)	30
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の負担額として帰せられる金額の合計額	7			法人税額の還付金等(過払納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二付表「23」+「26」)	31
別表一の二(一)「5」+「7」及び「10」の外書のうち増せられる金額	8			連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表「9」の計+別表七の二付表「3」若しくは「2」又は別表七の二付表「10」)	32
連結親法人在中小連結親法人以外の場合 (8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち増せられる金額 (別表六の二(二)「14」+別表六の二(二)「15」+別表六の二(九)「19」+別表六の二(十)「20」+別表六の二(十一)「21」+別表六の二(十二)「22」+別表六の二(十三)「23」+別表六の二(十四)「24」)	9			被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二付表「7」)	33
連結親法人在大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 (8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち増せられる金額 (別表六の二(二)「14」+別表六の二(二)「15」+別表六の二(九)「19」+別表六の二(十)「20」+別表六の二(十一)「21」+別表六の二(十二)「22」+別表六の二(十三)「23」+別表六の二(十四)「24」)	10			新設床探鉱費又は海外新設床探鉱費の特別控除額の個別帰属額 (別表十三「40」のうち増せられる金額)	34
連結親法人在大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 (8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち増せられる金額 (別表六の二(二)「14」+別表六の二(二)「15」+別表六の二(九)「19」+別表六の二(十)「20」+別表六の二(十一)「21」+別表六の二(十二)「22」+別表六の二(十三)「23」+別表六の二(十四)「24」)	11			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十四「20」のうち増せられる金額)	35
住民税額 (8)又は(10)のうち多い金額×16.3%	12			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十四「21」又は「22」のうち増せられる金額)	36
特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額×20%)	13			沖繩の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の二(一)「7」又は「12」)	37
(8)又は(10)のうち多い金額+別表一の二(一)「11」のうち増せられる金額+別表六の二(二)「14」+別表六の二(二)「15」+別表六の二(九)「19」+別表六の二(十)「20」+別表六の二(十一)「21」+別表六の二(十二)「22」+別表六の二(十三)「23」+別表六の二(十四)「24」のうち増せられる金額	14			国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十二「17」のうち増せられる金額)	38
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十二「17」のうち増せられる金額)	15			取用等の場合等の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十四の二(二)「18」+「31」+「34」+「37」+「40」のうち増せられる金額又は別表十二「17」)	39
住民税額から控除される金額 (8)又は(10)のうち多い金額×20%	16			肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十六「22」のうち増せられる金額)	40
住民税額 (8)又は(10)のうち多い金額	17			連結超過利子の損金算入額の個別帰属額 (別表十七の二(三)付表「8」の計)	41
当期留保金額個別帰属額 (1)+(4)-(5)+(6)-(7)-(10)	18			個別課税対象金額等 (別表十七(三)「35」+別表十七(三)の二「22」)	42
連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	19			連結所得等個別帰属額 (20)-(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)+(42)-(43)	43
同上の25%相当額	20			留保金額個別帰属額がある連結法人の連結所得等個別帰属額の合計額 (18)の金額がある連結法人の(18)の合計額)	44
期中連結個別利益積立金額 (別表五の二(一)付表「25の①」-4)	21			課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「34」)	45
期中連結個別利益積立金額 (別表五の二(一)付表「25の①」-4)	22			課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「35」)	46
期中連結個別利益積立金額 (別表五の二(一)付表「25の①」-4)	23			個別所得基準額 (47)×(44)又は(44)のうち多い金額	47
期中連結個別利益積立金額 (別表五の二(一)付表「25の①」-4)	24			基準個別留保金額 (47)-(48)、(49)又は0)	48
期末連結個別利益積立金額 (22)+(23)-(24)	25				
留保金額個別帰属額がある連結法人の個別帰属利益積立金額の合計額 (18)の金額がある連結法人の(18)の合計額)	26				
課税連結留保金額の計算における積立金基準額 (別表三の二「15」)	27				
個別積立金基準額 (27)×(44)又は(44)のうち多い金額	28				
連結個別留保税額の計算					
年3,000万円相当額以下の金額 ((49)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のうち多い金額)	50	円		(50)の10%相当額	53
年3,000万円相当額を越え年1億円相当額以下の金額 ((49)-(50)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(50)のうち多い金額)	51	円		(51)の15%相当額	54
年1億円相当額を越える金額 (49)-(50)-(51)	52	円		(52)の20%相当額	55
連結留保税額の個別帰属額の計算					
連結個別留保税額 (53)+(54)+(55)	56	円		連結留保税額 (別表三の二「46」)	58
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の56の合計額)	57	円		連結留保税額の個別帰属額 (58)× $\frac{56}{57}$	59

改 正 後

(27 別表六 (二))

内国法人の外国税額の控除に関する明細書				事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	1	円	区 分	①のうち 非課税所得分	②のうち 課税所得分
当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	21	円
当期の所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	3		納付した控除対象外国法人税額	22	
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		交際費等の損金不算入額	23	
被合併法人等の最終の事業年度の 欠損金の損金算入額	5		貸倒引当金の戻入額	24	
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6			25	
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7			26	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8			27	
国外事業所等帰属所得に係る所得金額 (別表六(二)付表一「25」)	9			28	
その他の国外源泉所得に係る所得金額 (43の①)	10			29	
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11		小 計	30	
非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	12		貸倒引当金の繰入額	31	
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13			32	
(8)×90%	14			33	
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額	15			34	
法人税の控除限度額 (2)× $\frac{15}{18}$	16			35	
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額	17			36	
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	18			37	
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	19			38	
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20		小 計	39	
			計 (21)+(32)-(42)	40	
				41	
				42	
				43	

別表六(二) 平二十八・四・一以後開始事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	円	課税標準法人税額 (2)	47	円
法人税の控除限度額 (16)	45		地方法人税額 (47)×4.4%	48	000
差引控除対象外国法人税額 (44)-(45)	46		地方法人税控除限度額 (48)× $\frac{15}{18}$	49	
			外国税額の控除額 (46)と(49)のうち少ない金額	50	

改 正 前

(27 別表六 (二))

外国税額の控除に関する明細書				事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	1	円	区 分	①のうち 非課税所得分	②のうち 課税所得分
当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2		国外の当期利益又は当期欠損の額	17	円
当期の所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	3		納付した控除対象外国法人税額	18	
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		交際費等の損金不算入額	19	
被合併法人等の最終の事業年度の 欠損金の損金算入額	5		貸倒引当金の戻入額	20	
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6			21	
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7			22	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8			23	
国外事業所等帰属所得に係る所得金額 (別表六(二)付表一「25」)	9			24	
その他の国外源泉所得に係る所得金額 (43の①)	10			25	
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11		小 計	26	
非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	12		貸倒引当金の繰入額	27	
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13			28	
(8)×90%	14			29	
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額	15			30	
法人税の控除限度額 (2)× $\frac{15}{18}$	16			31	
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額	17			32	
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	18			33	
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	19			34	
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20		小 計	35	
			計	36	
				37	
				38	
				39	
				40	
				41	
				42	
				43	

別表六(二) 平二十七・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (1)	42	円	課税標準法人税額 (2)	45	円
法人税の控除限度額 (12)	43	外	地方法人税額 (45)×4.4%	46	000
差引控除対象外国法人税額 (42)-(43)+(43の外書))	44		地方法人税控除限度額 (46)× $\frac{15}{18}$ と(46)のうち少ない金額	47	
			外国税額の控除額 (44)と(47)のうち少ない金額	48	

改 正 後

(28 別表六 (三))

外国税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名				
当期の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
控除限度等	法人税 (別表六(二)「16」、別表六(五)の二「12」、別表六の二(二)付表「13」、別表六の二(二)付表「9」又は別表六の三「11」)	1	円				
	地方税法 (別表六(二)「49」、別表六(五)の二「47」、別表六の二(二)付表「48」、別表六の二(二)付表「50」又は別表六の三「46」)	2	円				
	道府県民税 (1)×3.2%又は別表六(三)付表「28の④」)	3	円				
	市町村民税 (1)×9.7%又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4	円				
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5	円				
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	6	円				
控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (6)-(5)		11	円				
前3年以内の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	区分	控除余額又は個別控除余額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
.	国 税	12	円		円	外	円
	道府県民税	13					
	市町村民税	14					
.	国 税	15		円		外	円
	道府県民税	16					
	市町村民税	17					
.	国 税	18				外	
	道府県民税	19					
	市町村民税	20					
.	国 税	21				外	
	道府県民税	22					
	市町村民税	23					
.	国 税	24				外	
	道府県民税	25					
	市町村民税	26					
.	国 税	27				外	
	道府県民税	28					
	市町村民税	29					
合 計	国 税	30				外	
	道府県民税	31					
	市町村民税	32					
	計 (30)+(31)+(32)	33					
当 期 分	国 税	34 ⁽⁷⁾			10	外 [別表六(二)の二「20」-③の(外)]	
	道府県民税	35 ⁽⁸⁾					
	市町村民税	36 ⁽⁹⁾				(33の②)	
	計 (34)+(35)+(36)	37 ⁽¹⁰⁾	(33の④)				

別表六(三) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 前

(28 別表六 (三))

外国税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名				
当期の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
控除限度等	法人税 (別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「9」)	1	円				
	地方税法 (別表六(二)「47」又は別表六の二(二)付表「50」)	2	円				
	道府県民税 (1)×5%又は3.2%又は別表六(三)付表「28の④」)	3	円				
	市町村民税 (1)×12.3%又は9.7%又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4	円				
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5	円				
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	6	円				
控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (6)-(5)-(5の外)		11	円				
前3年以内の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	区分	控除余額又は個別控除余額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
.	国 税	12	円		円	外	円
	道府県民税	13					
	市町村民税	14					
.	国 税	15		円		外	円
	道府県民税	16					
	市町村民税	17					
.	国 税	18				外	
	道府県民税	19					
	市町村民税	20					
.	国 税	21				外	
	道府県民税	22					
	市町村民税	23					
.	国 税	24				外	
	道府県民税	25					
	市町村民税	26					
.	国 税	27				外	
	道府県民税	28					
	市町村民税	29					
合 計	国 税	30				外	
	道府県民税	31					
	市町村民税	32					
	計 (30)+(31)+(32)	33					
当 期 分	国 税	34 ⁽⁷⁾			10	外 [別表六(二)の二「20」-③の(外)]	
	道府県民税	35 ⁽⁸⁾					
	市町村民税	36 ⁽⁹⁾				(33の②)	
	計 (34)+(35)+(36)	37 ⁽¹⁰⁾	(33の④)				

別表六(三) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(29 別表六 (五の二))

(29 別表六 (五の二))

(追 加)

外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名	別表六(五)の二	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	円	区 分	国外所得対応分 (1)	(1)のうち 非課税所得分 (2)
当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2		当 期 加 算 外 算 所 得 金 額 計 算 額 計 算	17	円 円
所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	3		国外の当期利益又は当期欠損の額	17	
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」)	18	
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5		交際費等の損金不算入額	19	
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6		貸倒引当金の戻入額	20	
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7			21	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8			22	
国外所得の金額 (41) (マイナスの場合は0)	9			23	
(8) × 90%	10			24	
国外所得金額 (9)と(10)のうち少ない金額	11			25	
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(11)}{(8)}$ と(2)のうち少ない金額	12			26	
法第69条第1項により控除できる金額 (11)と(12)のうち少ない金額	13			27	
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	14			28	
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	15			29	
当期に控除できる金額 (13)+(14)+(15)	16			小 計	29
				貸倒引当金の繰入額	30
					31
					32
					33
					34
					35
					36
					37
				小 計	38
				仮 計 (17)+(29)-(38)	39
				非課税国外所得の控除額 (39の②) (マイナスの場合は0)	40
				国外所得の金額 (39)-(40)	41
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (1)	42	円	地方 法人 税額 の計 算	課税標準法人税額 (2)	45
法人税の控除限度額 (12)	43			地方 法人 税額 (45) × 4.4%	46
差引控除対象外国法人税額 (42)-(43)	44			地方 法人 税控除限度額 (46) × $\frac{(11)}{(8)}$	47
				外 国 税 額 の 控 除 額 (44)と(47)のうち少ない金額	48

改正後

(30 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連結事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の連結の控除限度額の計算額	当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」又は別表一の二(三)「4」)	1	円
	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	2	円
	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3の計」)	3	円
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7の①」)	4	円
	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5	円
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6	円
	計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7	円
当期の連結の調整連結の控除限度額	8	円	円
その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「43の①」の合計)	9	円	円
(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10	円	円
非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「26」の合計)+(各連結法人の別表六(二)付表「43の②」の合計) (マイナスの場合は0)	11	円	円
(10)-(11) (マイナスの場合は0)	12	円	円
(7)×90%	13	円	円
調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額	14	円	円
連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	15	円	円
当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六(二)付表「17」の合計)	16	円	円
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (1)	17	円
	地方法人税額 (17)×4.4%	18	円
	地方法人税控除限度額 $(18) \times \frac{(14)}{(7)}$	19	円
	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六(二)付表「49」の合計)	20	円

別表六の二(二) 平二十八・四・一以後開始連結事業年度等分

改正前

(30 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連結事業年度等	法人名	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
当期の連結の控除限度額の計算額	当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」又は別表一の二(三)「4」)	1	円	
	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	2	円	
	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3の計」)	3	円	
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7の①」)	4	円	
	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5	円	
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6	円	
	計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7	円	
	当期の連結の調整連結の控除限度額	8	円	円
	その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「43の①」の合計)	9	円	円
	(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10	円	円
	非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「26」の合計)+(各連結法人の別表六(二)付表「43の②」の合計) (マイナスの場合は0)	11	円	円
	(10)-(11) (マイナスの場合は0)	12	円	円
(7)×90%	13	円	円	
調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額	14	円	円	
連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	15	円	円	
当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六(二)付表「17」の合計)	16	円	円	
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (1)	42	円	
	地方法人税額 (42)×4.4%	43	円	
	地方法人税控除限度額 $((43) \times \frac{(10)}{(7)})$ と(43)のうち少ない金額	44	円	
	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六(二)付表「51」の合計)	45	円	

別表六の二(二) 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分

(32 別表六の二 (二の二))

(32 別表六の二 (二の二))

(追 加)

連結事業年度における外国税額の控除に関する 明細書		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・ ・	法人名		
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当 期 の 当 期 連 結 所 得 金 額 限 度 の 計 算	当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」 又は別表一の二(三)「4」)	1	円	区 分	国外所得対応分 ①	①のうち 非課税所得分 ②
	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	2		各連結法人の国外の当期利益 又は当期欠損の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二)「1」の合計)	13	円
	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3の計」)	3		各連結法人が納付した個別控除 対象外国法人税額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二)「7」の合計)	14	
	被合併法人等の最終の事業 年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7の①」)	4		交際費等の損金不算入額	15	
	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		各連結法人の貸倒引当金の 戻入額の合計額	16	
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6			17	
	計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7			18	
	連結国外所得の金額 (41) (マイナスの場合は0)	8			19	
	(7) × 90%	9			20	
	連結国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10			21	
	連結控除限度額 (1) × $\frac{10}{7}$ と (1)のうち少ない金額	11			22	
	当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「3」の合計)	12			23	
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (1)	42	円	地方法人税控除限度額 (43) × $\frac{10}{7}$	44	
	地方法人税額 (42) × 4.4%	43	000	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「5」の合計)	45	

別表六の二(二の二) 平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分

(33 別表六の二 (二の二) 付表)

(33 別表六の二 (二の二) 付表)

(追 加)

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書				連 結 年 度 等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1	円	区 分	円	円
当期の連結控除限度額 (別表六(二の二)「11」)	2	円	国外の当期利益又は当期欠損の額	15	
			新付した個別控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「7」)	16	
			交際費等の損金不算入額の個別帰属額	17	
			貸倒引当金の戻入額	18	
				19	
				20	
				21	
				22	
				23	
				24	
				25	
				26	
				27	
				28	
	小 計	29			
個別国外所得金額 (3)と(6)のうち少ない金額	3	円	貸倒引当金の繰入額	30	
				31	
				32	
				33	
				34	
				35	
				36	
				37	
				38	
				39	
各連結法人の個別国外所得金額の合計額 (各連結法人の(7)の合計)	4	円	小 計	42	
				43	
				44	
				45	
連結控除限度個別帰属額 (2)× $\frac{(7)}{(8)}$	5	円	仮 計 (15)+(29)-(42)	43	
				44	
				45	
				46	
当期に控除できる金額の計算	6	円	非課税国外所得の控除額 (43の②) (マイナスの場合は0)	44	
				45	
				46	
個別帰属額 (13)	7	円	個別国外所得の金額 (43)-(44)	45	
				46	
				47	
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の個別控除対象外国法人税額 (1)	46	円	地方法人税控除限度額 (別表六(二の二)「44」)	49	円
連結控除限度個別帰属額 (9)	47	円	地方法人税の控除限度個別帰属額 (49)× $\frac{(7)}{(8)}$	50	円
差引個別控除対象外国法人税額 (46)-(47)	48	円	控 除 で き る 金 額 ((48)と(50)のうち少ない金額)	51	円

別表六の二(二の二)付表 平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分

(34 別表六の三)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名		
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	1	円	区分		
当期の法人税額 (別表一の三「4」)	2		国外所得対応分 ①		
当期の恒久的施設 所属所得の控除 限度額	3		②のうち非課税所得 円		
当期の恒久的施設 所属所得の控除 限度額	4		円		
当期の恒久的施設 所属所得の控除 限度額	5		円		
当期の恒久的施設 所属所得の控除 限度額	6		円		
当期の恒久的施設 所属所得の控除 限度額	7		円		
当期の恒久的施設 所属所得の控除 限度額	8		円		
当期の恒久的施設 所属所得の控除 限度額	9		円		
当期の恒久的施設 所属所得の控除 限度額	10		円		
当期の恒久的施設 所属所得の控除 限度額	11		円		
当期の恒久的施設 所属所得の控除 限度額	12		円		
当期の恒久的施設 所属所得の控除 限度額	13		円		
当期の恒久的施設 所属所得の控除 限度額	14		円		
当期の恒久的施設 所属所得の控除 限度額	15		円		
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	課税標準法人税額 (2)	44	円
法人税の控除限度額 (11)	42		恒久的施設所属地方法人税額 (44) × 4.4%	45	
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43		地方法人税控除限度額 (45) × (10)/(7)	46	
			外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額	47	

(34 別表六の三)

(追 加)

別表六の三 平成二十八・四・一以後開始事業年度等分

前

正

改

(36 別表十八の二)

(追加)

改

正

後

(36 別表十八の二)

(税務署提出用)

**法人税法第八十一条の十九第一項の規定による予定申告書
地方税法第十六条第一項の規定による予定申告書**

納税地	(電話番号) — —)
(フリガナ)	
法人名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者 自署押印 代表所	㊟
税理士 署名押印	㊟

 税務署長殿		年 月 日
前連結事業年度等 法人税額の計算 修正・更正・決定の年月日 平成 年 月 日	前連結事業年度等 法人税額 百万円 千円 円 00 00	前連結事業年度等 法人税額 百万円 千円 円 00 00
地方法人税額の計算 修正・更正・決定の年月日 平成 年 月 日	地方法人税額 百万円 千円 円 00 00	地方法人税額 百万円 千円 円 00 00
前年度 法人税額 百万円 千円 円 00 00	前年度 法人税額 百万円 千円 円 00 00	前年度 法人税額 百万円 千円 円 00 00
前年度 地方法人税額 百万円 千円 円 00 00	前年度 地方法人税額 百万円 千円 円 00 00	前年度 地方法人税額 百万円 千円 円 00 00
月数換算 同上の税額 × $\frac{6}{}$	月数換算 同上の税額 × $\frac{6}{}$	月数換算 同上の税額 × $\frac{6}{}$
納付すべき法人税額 百万円 千円 円 00 00	納付すべき法人税額 百万円 千円 円 00 00	納付すべき地方法人税額 百万円 千円 円 00 00

別表十八の二 平二十八・七・一以後提出分

前

正

改

(37 別表十八の三)

(追加)

法人税法第四十四条の三第一項又は第二項の規定による予定申告書
地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書

納税地	(電話番号 _____)
本店又は 主たる事務所 の所在地 (フリガナ)	
法人名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
(フリガナ)	
事業責任者 自署押印	㊟
税理士 署名押印	㊟

(税務署提出用)

(37 別表十八の三)

年月日		年月日		年月日	
平成	年	月	日	平成	年
業務年度	年	月	日	前事業年度	年
業務年度	年	月	日	前事業年度	年
通	信	日	付	印	確
年	月	日	日	日	認
この申告前 の法人税額	この申告に より増加する 法人税額	この申告前 の法人税額	この申告に より増加する 法人税額	この申告が修正 申告である場合の 修正申告額	この申告が修正 申告である場合の 修正申告額
円	円	円	円	円	円
00	00	00	00	00	00
前事業年度 の法人税額	前事業年度 の法人税額	前事業年度 の法人税額	前事業年度 の法人税額	前事業年度 の法人税額	前事業年度 の法人税額
円	円	円	円	円	円
00	00	00	00	00	00
同士の 差引法人税額	同士の 差引法人税額	同士の 差引法人税額	同士の 差引法人税額	同士の 差引法人税額	同士の 差引法人税額
円	円	円	円	円	円
00	00	00	00	00	00
納付すべき法人税額	納付すべき法人税額	納付すべき法人税額	納付すべき法人税額	納付すべき法人税額	納付すべき法人税額
円	円	円	円	円	円
00	00	00	00	00	00

別表十八の三

(38 別表十九)

納税地 (フリガナ) 電話() -	事業種目 期は現出資金の 額又は出資金の率	納税額 円 千 百 万 0 0 0 0 0 0 0 0 0	青色申告 一連番号 整理番号 事業年度 (至) 売上金額 申告年月日 通達日付 確定申告 指定 局 指定 標準 区分
法人名 (フリガナ)	経理責任者 自署押印	申告年月日 年 月 日	申告区分 法人税 申請 期 間 修正 地方 法人税 申請 期 間 修正
代表者 自署押印	旧納税地 及び 旧法人名等	年月日 年 月 日	
代表者 住所			

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 平成 年 月 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日) の計算期間 平成 年 月 日

この申告書による法人税額の計算

退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6) +(7)+(8)+(9)+(10)	1	十億	百万	千	円	分 割 法 人 等 の 引 継 ぎ 前 の 退 職 年 金 等 積 立 金 額	15	十億	百万	千	円
確定給付年金資産 管理運用契約分	2					(15)の12相当額	16				
確定給付年金基金 資産運用契約分	3					分割承継法人等へ の引継ぎ後の退職 年金等積立金額	17				
確定拠出年金資産 管理運用契約分	4					(17)の12相当額	18				
個人型年金に係る分	5					課税退職年金 等積立金額 (16)+(18)	19				
退職等年金 給付に係る分	6					合併法人等の退職 年金等積立金額	20				
勤労者財産形成 給付契約分	7					(20)の12相当額	21				
勤労者財産形成 基金給付契約分	8					合併法人等から 引き継いだ退職 年金等積立金額	22				
厚生年金 基金契約分	9					(22)の12相当額	23				
適格退職年金契約分	10					課税退職年金 等積立金額 (21)+(23)	24				
課税退職年金等積立金額 (1) × 12	11					この申告が修正 申告である 場合	25				
法人税額 (11) × 0.19又は(24)の1%相当額	12					この申告が修正 申告である 場合	26				
中間申告分の法人税額	13					この申告が修正 申告である 場合	27				
差引この申告により 納付すべき法人税額 (12) - (13)	14					この申告により納 付すべき法人税額 (14)-(29)	28				
						この申告により納 付すべき法人税額 (14)-(29)	29				
						この申告により納 付すべき法人税額 (14)-(29)	30				0 0

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (12)	31	十億	百万	千	円	この申告前の 課税標準 法人税額	35	十億	百万	千	円
地方法人税額 (31) × 4.4%	32					この申告前の 課税標準 法人税額	36				
中間申告分の地方法人税額	33					この申告により納 付すべき地方法人 税額 (34)-(36)	37				0 0
差引確定地方法人税額 (32)-(33) (中間申告の場合はその税額)	34										0 0

法 0301-1900

税 理 士
著 名 押 印

(38 別表十九)

納税地 (フリガナ) 電話() -	事業種目 期は現出資金の 額又は出資金の率	納税額 円 千 百 万 0 0 0 0 0 0 0 0 0	青色申告 一連番号 整理番号 事業年度 (至) 売上金額 申告年月日 通達日付 確定申告 指定 局 指定 標準 区分
法人名 (フリガナ)	経理責任者 自署押印	申告年月日 年 月 日	申告区分 法人税 申請 期 間 修正 地方 法人税 申請 期 間 修正
代表者 自署押印	旧納税地 及び 旧法人名等	年月日 年 月 日	
代表者 住所			

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 平成 年 月 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日) の計算期間 平成 年 月 日

この申告書による法人税額の計算

退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6) +(7)+(8)+(9)+(10)	1	十億	百万	千	円	分 割 法 人 等 の 引 継 ぎ 前 の 退 職 年 金 等 積 立 金 額	15	十億	百万	千	円
確定給付年金資産 管理運用契約分	2					(15)の12相当額	16				
確定給付年金基金 資産運用契約分	3					分割承継法人等へ の引継ぎ後の退職 年金等積立金額	17				
確定拠出年金資産 管理運用契約分	4					(17)の12相当額	18				
個人型年金に係る分	5					課税退職年金 等積立金額 (16)+(18)	19				
退職等年金 給付に係る分	6					合併法人等の退職 年金等積立金額	20				
勤労者財産形成 給付契約分	7					(20)の12相当額	21				
勤労者財産形成 基金給付契約分	8					合併法人等から 引き継いだ退職 年金等積立金額	22				
厚生年金 基金契約分	9					(22)の12相当額	23				
適格退職年金契約分	10					課税退職年金 等積立金額 (21)+(23)	24				
課税退職年金等積立金額 (1) × 12	11					この申告が修正 申告である 場合	25				
法人税額 (11) × 0.19又は(24)の1%相当額	12					この申告が修正 申告である 場合	26				
中間申告分の法人税額	13					この申告が修正 申告である 場合	27				
差引この申告により 納付すべき法人税額 (12) - (13)	14					この申告により納 付すべき法人税額 (14)-(33)	28				
						この申告により納 付すべき法人税額 (14)-(33)	29				
						この申告により納 付すべき法人税額 (14)-(33)	30				0 0

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (12)	31	十億	百万	千	円	この申告前の 課税標準 法人税額	35	十億	百万	千	円
地方法人税額 (31) × 4.4%	32					この申告前の 課税標準 法人税額	36				
中間申告分の地方法人税額	33					この申告により納 付すべき地方法人 税額 (34)-(36)	37				0 0
差引確定地方法人税額 (32)-(33) (中間申告の場合はその税額)	34										0 0

法 0301-1900

税 理 士
著 名 押 印

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分...平成二十七年・十・一以後終了事業年度等分

(39 別表十九)

納税地、納税人、事業種目、納税額、申告年月日、申告区分

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

Table with 14 columns for tax calculation items (1-14) and 14 columns for tax amounts (15-29).

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 4 columns for local tax calculation items (31-34) and 4 columns for local tax amounts (35-37).

法 0301-1900

税理士 署名押印

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分...平成二十八・四・一以後終了事業年度等分(平成二十八・一・一以後開始事業年度等分)

(39 別表十九)

納税地、納税人、事業種目、納税額、申告年月日、申告区分

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

Table with 14 columns for tax calculation items (1-14) and 14 columns for tax amounts (15-29).

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 4 columns for local tax calculation items (31-34) and 4 columns for local tax amounts (35-37).

法 0301-1900

税理士 署名押印

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分...平成二十八・一・一以後開始事業年度等分